

673-5



1200501575779

673

5



89



673

5



近世日本國民史

大

獄

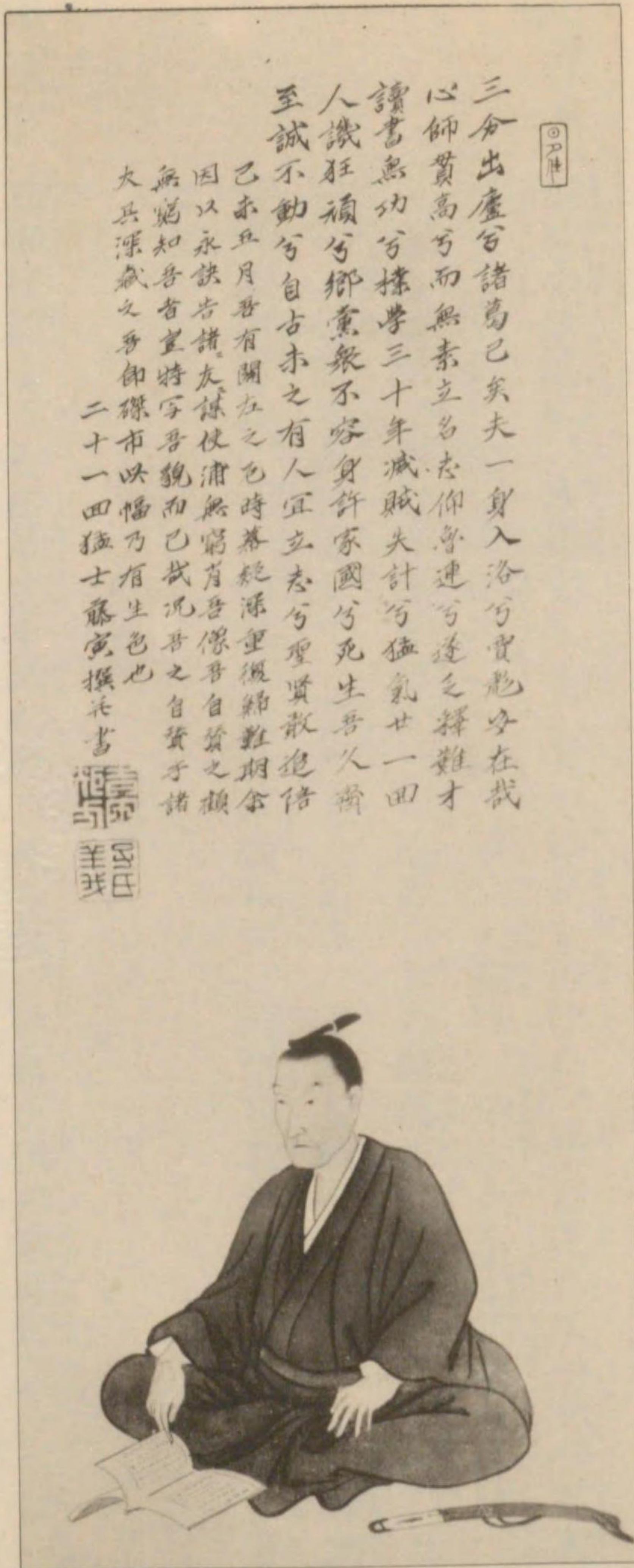
後

篇





吉田松陰自讚畫像



三分出處台諸為己矣夫一身入洛百實勉今在哉  
 心師黃高可而無素立名志仰魯連百遂之擇難才  
 讀書無功可擇學三十年減賦夫計可極氣廿一回  
 人機狂頑兮鄉黨衆不容身許家國兮死生吾久爾  
 至誠不動兮自古未之有人宜立志兮聖賢敢絕陪  
 己亦五月君有開左之也時暮純深重繼緒難期余  
 因以永訣告諸友謀使浦無窮者吾像吾自贊之願  
 無窮知吾者望特字吾貌而已哉況吾之自贊于諸  
 大兵深藏之事仰錄布以幅乃有生色也  
 二十一日 藤原撰其書

吉田松陰  
 自讚



大  
 松  
 陰  
 自  
 讚





673-5

# 安政大獄後篇刊行に就いて

問題の複

安政大獄篇は、本冊をもて、其の終局を告げた。予は此にて一先づ重荷を卸し  
 たる心地がした。有體に云へば、安政大獄は、少くとも予に取りては、難題の  
 一であつた。其の事件も錯綜してゐる。其の關係も複雑である。而して其の登  
 場の人物も東西に跨りて、夥だしくある。それを筋を立て、一目瞭然と敘述  
 するの困難は、大手筆ならばいざ知らず、著者に取りては、決して容易の業で  
 はなかつた。

\*

\*

\*

\*

\*

\*

世上の反響

著者は固よりその最善を竭したつもりだ。されど其の效果に至りては、頗る自  
 ら危んだ。然るに、世間の具眼者は、此の安政大獄篇に對し、幾許の感謝の意  
 を、筆者に向つて齎した。曰く、貴著によりて始めて、公平にして且つ周到なる



安政大獄の真相を領取したと。予は敢て自から此の讃辭に當らざるも、聊か驚喜の情に禁へざるものがあることは、人情として、諒恕せらるゝであらうと信ずる。白狀すれば、自から斯くある可しとは誇らざるも、斯くあらんことを期し、且つ努めたるに相違ないからだ。

井伊の爲に惜む

如何なる井伊直弼の辯護者と雖も、恐らくは安政大獄を以て、井伊の善政と頌徳表を上つるものはあらず。さりとして亦た彼の立場として餘儀なき次第と辯明する人はあり得可きも、斯く迄慘刑酷罰を施さねばならぬと辯護し得る人はあるまい。此の一點に於ては、如何なる井伊の同情者でも、將た井伊の辯護人でも、井伊其人の爲めに、惜しみ、且つ悲む可きは當然だ。

井伊左右の好

但だ問題は、井伊其人が自働的に斯る匪政を逞しくしたる乎、將た彼の左右たる宇津木六之丞、長野主膳等の爲めに、他動的に然せしめられたる乎に存す。

頃ろ堀田備中守の舊臣西村茂樹と、幕末の故老大久保一翁（忠寛）との問答を讀むに、左の一節がある。

問 井伊直弼の人と爲りは、人の傳ふる所、種々にして一様ならず、貴老の見る所如何。

答 拙者が見る所にては、井伊は世間にて言ふが如き、剛愎自用の人に非ず。唯其の信任する所其人を失へり。宇都木六之丞、長野主膳、共に姦譎の小人なり。宇都木は深く之に交らざれども、長野の事は、よく是を知れり。拙者が禁裡附を命せられし時、出立の前日、井伊大老に就て、幕府が京師に對する施設の主意を問へり。著京の後、長野に面せしに、長野拙者に關東の主旨は、云々なりと告ぐ。其の主旨拙者が井伊に聞ける所と同じからず。拙者因て是を詰る。長野答へて曰く、掃部頭の言は、一々是を用い難しと。拙者心中大に長野の不遜を怒り、其餘の談話を爲さずして止む。（中略）要するに井伊が大に世人の怨を受けしは、此二人が是を助け成せるもの、如し。（泊翁



大久保の觀察

大久保は井伊に拔擢せられ、且つ建儲問題では、寧ろ井伊側であり、且つ當時からしての開國論者であり、旁た井伊其人には當初から好意を持つた一人だ。されば彼の眼には井伊が悪しきにあらず、井伊の悪は、皆な宇津木、長野の徒が井伊の名によりて、之を成したるものと映じたるは、決して不思議のある可き筈がない。

井伊の剛復

井伊が剛復自用の漢であつた乎、否乎。此れは畢竟程度問題だ。大久保忠寛の如き、井伊と氣息相通する者には、甚しき剛復自用の漢とは認められ無かつたにせよ、一般的に云へば、彼は正しく剛復自用の人であつたに相違あるまい。斯く本來の剛復自用漢に、長野や、宇津木が前から牽き、後から推し、然も油を注ぎ、拍車を掛けたから、愈々以て剛復自用の程度を劇甚ならしむるに至つたものであらう。乃ち安政大獄の最後の判決に就ても、井伊大老は、正しく其

諸有志處分

の特色を發揮し來つた。

福井藩士村田氏壽の編纂したる續再夢紀事に曰く、  
文久二年十一月廿三日、安政中の讞獄に關係し、及び萬延中井伊大老が横死の際、其實を誣ひたる諸有司等を譴責せらる。安政中の讞獄は、最初評定所に於て、安島帶刀の類を叱りて、橋本左内の類を國許へ指辰し、慎に擬して、其案を成し、すべて輕罪の見込なりしが、井伊大老此成案に附箋して、大老のし案記は當時其安島を割腹に、橋本を斬に、其他もすべて重罪に改められけるを儘現存せりとぞ。諸有司大老の權威に怖れて、敢て争はず、遂に不當の苛刑に處せらるゝ事となりたるもの故、各其職掌に對し不束なりとの詮議にて、本日夫々譴責せられしなりとぞ。

尙又た松平春嶽の自から筆録したる、逸事史補を見れば、諸有志處分に關して、左の如き記事がある。

飯泉喜内、安島、其外余家來橋本左内等被レ處ニ死刑一候事ヲ、幕吏ノ者ヨリ委ク



姦賊には  
あらず

承候ニ、實ニ愍然トモ云フベク、殘念トモ云フベク、切齒ニ堪エザルノ  
話アリ。飯泉、安島、橋本、其他有志ノ者捕縛、夫々穿議有之、町奉行所へモ、  
毎々被ニ呼出口書モ相濟、奉行兩町勘定奉行、大目附、目附、寺社奉行、段  
段遂ニ評議ノ所、サシテ格別ノ罪狀モ無之、乍去罪狀ナシトモ難申、依之  
重刑ハ流罪、其外追放永蟄居位ニテ、刑事伺差出候處、老中モ一見致シ、  
此位ニテ、可然トノ評議相極リ、大老掃部頭へ差出候處、少々考候儀  
モ候間、一兩日留置、尙以附札相下可申トノ事、兩三日經テ、俄ニ掃部頭  
ヨリ附札ニ死刑トアリテ、一同心中驚愕セリ。當時掃部頭ハ飛鳥モ落ル程  
ノ勢ニ、役人モコレヲ押返ス事不能シテ、慘酷ノ刑ニ處セラレタリ。此事  
ハ誰モ知ル人無之故、衆人ノコレヲ知ランガ爲メニ此ニ記載セルナリ。

以上ノ二項は、今日に於ては世間識者周知ノ事實なれば、故らに特筆を須ひな  
いが、但だ此を見ても、井伊其人が未だ必らずしも、剛愎自用の人で無かつたと

井伊の攘  
夷精神

云ふ、證據は成り立たない。但だ彼を以て本來の姦賊視するは、畢竟偏黨の見た  
るを免れない。彼は決して心からの姦賊ではなかつた。逆徒では無かつた。彼  
には彼れ流儀の勤王心もあれば、報國心もあつた。而して一國の宰相としての  
責任觀念も有つた。乃ち間部詮勝や、太田資始の徒に比すれば、彼は確かに責  
任觀念の持主であつたことを識認する。されど然るが故に、彼は幕末の賢宰相  
であり、開國の恩人であるとは、到底承認が出来ない。

彼が開國家でなかつたことは、既に屢ば之を言明してゐる。〔参照 井伊直弼執政  
時代、安政大獄前篇、同中篇〕此れは極めて淺薄なる皮相觀者以外には、誰しも異議  
を挾むものがない。彼が嘉永七年（即ち安政元年）伊勢大神宮に靈劍幣帛を奉  
納したる願文を見れば、彼は實に攘夷の精神に燃えてゐる。予は今其の煩を  
厭はず、左に之を掲げて、彼が爲めに其冤（開國家と誣られたる）を雪ぐこと  
とする。安政五年六月の日米條約調印は、外はハリスに致され、内は岩瀬肥後



守、井上信濃守に致され、心ならずも行うたるもの。彼の眞心は、安政元年十一月伊勢大神宮に向つての願文に於て、始めて其の本音を吐露したのだ。

外宮 奉ニ寄進

皇大神宮 御寶前

御靈劍 一 陸奥大椽 三善長道

御幣帛

已上

嘉永七年十一月日

井伊少將藤原朝臣直弼

掛卷母畏支伊勢國度會乃山田原爾坐須  
豐受皇大御神乃

大前爾從四位下左近衛少將藤原朝臣直弼畏美畏美母白給久

遠神代爾事始給志次手乃隨爾、大八嶋豐葦原乃水穗國者萬千秋乃長  
秋爾皇御孫命乃安國此、平久所知看來流御食國止皇神等乃守給幸  
給賀故爾、風波乃騷母平生者不聞國爾志有乎、頃來夷族頻爾來氏通  
信交商牟事乎乞求牟流者、實爾淨支明支心以氏皇御國爾歸化參來流  
耳爾母非自。蓋異心邪意以氏皇國乎傾氣牟止爲氏、竊來流寇賊奈良者速  
罰伎多米受者終爾國體乎破里、民人乎損波志米牟物會止天皇乃宸襟  
不綏、大樹公乃台意母不平坐賀故爾、海岸乃防禦警戒令盡賜布。故  
是以氏皇大御神乃大前爾乞禱奉久者、自今後母皇國乃掟乎背支、國財乎  
奪波牟止爲氏、竊來牟頑犯有良者、皇大御神乃大御稜威以氏敷坐山田  
原爾生立繁木賀本乎燒鎌乃利鎌以氏切掃布事乃如久、攘給比排給比  
氏、國家安穩天下泰平久天津日嗣悠久東遠朝廷乃治世延長爾護給



比幸給閉止、使橋守陣乎奉遣氏、禮自利乃幣帛神寶爾、横刀獻久止白須。  
 如此祈白事乃由乎、馳出流駒乃耳彌高爾、聞延舉、宇豆奈比坐氏天皇乃  
 大御代乎、手長乃御世止、太刀乃廉爾打堅米氏、東乃遠朝廷乃御政事善  
 美久平久、亦臣直弼等、我仕奉牟業乃次手止、受賜波禮流皇朝乃守護乎  
 始氏、國政緩怠事無久、務給氏款久仕奉良志米給閉止、鹿自物膝折伏世、  
 鶴自物頸根衝拔氏、爾辭竟奉久止白。

辭別氏其相殿爾坐大御神等、攝社末社乃大御神等、百八十乃大神等  
 今現爾祈白事乃由乎、委曲爾聞食給比、諸共爾御力合世氏此天下政事  
 及直弼等、賀國宰政事乎冥助給比、幸給閉止、畏美畏美母白給久止白。  
 嘉永七年十一月

井伊の本  
 晉

此れが正しく井伊直弼の本音だ。或は曰く、安政元年の末には、或は然らむ、

されど安政五年の半には彼の對外意表は、豹變したらんも、未だ知る可からず。  
 看よ松平慶永の如きも、嘉永六年の夏彼理來航の際には、赤熱なる攘夷家で、  
 それが安政五年の春、其の家臣橋本左内が、上京して運動したる際には、業  
 に已に開港論者と豹變してゐたではない乎と。松平慶永に於ては、正しく其通  
 りだ。されど彼には橋本左内の如き大奇才が、其側にゐた。横井小楠の如き、  
 大活眼家が、其の賓師であつた。然も井伊の側には、何人が居た乎、井伊の賓  
 師は何人であつた乎。宇津木や、長野の徒は、水戸退治以外には、殆んど何等  
 の餘念も、餘想も無かつた。彼等は畢竟、鬻鼠の如きもの、土中を潜るの術に  
 は、巧妙であつたが、世界の太勢に順應して、天下の大計を定むる如きは、夢  
 にも期す可きものでは無かつた。如何に井伊が最後まで、攘夷家であつたか、  
 彼が安政七年(萬延元年)二月二日講武所の開校に臨んで詠める歌に、  
 今更にこと國ぶりをたのまめやここに備る武士の道  
 と。彼は此の如くして、其の軍備の改革さへも中止して復舊せしめたではない



乎。(参照 田邊太一幕末外交論、福地源一郎幕末政治家、懷往事談、幕府衰亡論) 而して安政七年は萬延元年にて、彼は其の三月三日に、櫻田門外にて、其元を喪うた。即ち此の和歌は彼が横死の一個月以前に詠じたるもの、最後まで彼が攘夷家であつた證據は、此れより確實のものはあるまい。予は勿論彼が攘夷家たるを咎めず、但だ世間の誤解を一掃する必要よりして、彼の眞面目を出露したるのみ。

昭和八年二月初四 大森山王草堂東南窓 日暖なる處に於て

蘇峰七十一叟

近世日本 國民史 安政大獄後篇 目次

第一章 井伊の威嚇政策

- 一 安政大獄の責任者……………一
- 二 井伊の立場……………六
- 三 屏息したる諸藩……………一〇

第二章 月照和尙

- 四 大獄の渦卷……………一五
- 五 忍向と信海……………一九
- 六 忍向と近衛忠熙……………二三
- 七 忍向兄弟と高野山及び近衛家……………二八

目次



八 忍向兄弟と青蓮院宮(一) ..... 三三

九 忍向兄弟と青蓮院宮(二) ..... 三七

一〇 忍向兄弟と諸有志 ..... 四一

第三章 忍向の最後

一一 忍向の西下(一) ..... 四七

一二 忍向の西下(二) ..... 五一

一三 投水餘波 ..... 五五

一四 西郷隆盛の行衛 ..... 五九

第四章 魔手水戸に及ぶ

一五 水府事情探聞書(一) ..... 六四

一六 水府事情探聞書(二) ..... 六八

一七 水府事情探聞書(三) ..... 七二

一八 水府事情探聞書(四) ..... 七六

一九 水府事情探聞書(五) ..... 八一

二〇 水府事情探聞書(六) ..... 八五

二一 水府事情探聞書(七) ..... 八九

二二 江戸に於ける志士の逮捕 ..... 九三

二三 幕府の手漸く水戸に薄る ..... 九七

二四 藤森恭介の拘致 ..... 一〇一

第五章 水戸藩の對策

二五 燎原の火 ..... 一〇六

二六 江戸に於ける幕吏の手 ..... 一一一

二七 水藩の對抗運動 ..... 一一六



二八 水藩四士遊説の効果如何……………一二〇

第六章 幕閣斷獄の準備

二九 京囚の東下(一)……………一二六  
 三〇 京囚の東下(二)……………一三一  
 三一 安政大獄の陣立(一)……………一三四  
 三二 安政大獄の陣立(二)……………一四〇  
 三三 安政大獄の陣立(三)……………一四五  
 三四 安政大獄の陣立(四)……………一四八

第七章 水戸藩の激派と鎮派

三五 安島茅根・鮎澤等の喚問……………一五三  
 三六 安島信立の述懐……………一五九

三七 安島等拘執後水藩の形勢……………一六三  
 三八 金子教孝の意見……………一六七  
 三九 水藩鎮派激派の分裂……………一七二  
 四〇 金子・鈴木の對談(一)……………一七七  
 四一 金子・鈴木の對談(二)……………一八一

第八章 水藩士審問

四二 宇津木の強硬意見……………一八七  
 四三 茅根泰の鞠問大意(一)……………一九二  
 四四 茅根泰の鞠問大意(二)……………一九六  
 四五 茅根泰の鞠問大意(三)……………二〇一  
 四六 茅根泰の鞠問大意(四)……………二〇五  
 四七 茅根泰の鞠問大意(五)……………二一〇



四八 茅根泰の鞠問大意(六)……………二二四  
 四九 茅根泰の鞠問大意(七)……………二一九  
 五〇 鶉飼父子の審問……………二二五

第九章 橋本左内喚問

五一 橋本左内の家宅搜索(一)……………二三一  
 五二 橋本左内の家宅搜索(二)……………二三五  
 五三 幕吏と橋本左内の問答(一)……………二三九  
 五四 幕吏と橋本左内の問答(二)……………二四五  
 五五 橋本左内最初の呼出……………二五〇

第十章 橋本左内の應答

五六 所謂る飯泉喜内御吟味一件……………二五七

五七 橋本左内應答書(一)……………二六三  
 五八 橋本左内應答書(二)……………二六七  
 五九 橋本左内應答書(三)……………二七二  
 六〇 橋本左内應答書(四)……………二七六  
 六一 橋本左内應答書(五)……………二八〇  
 六二 橋本左内最後の應答(一)……………二八五  
 六三 橋本左内最後の應答(二)……………二九〇

第十一章 橋本左内の心事

六四 橋本に關する中根の記事(一)……………二九六  
 六五 橋本に關する中根の記事(二)……………三〇〇  
 六六 橋本最後の懺悔文(一)……………三〇四  
 六七 橋本最後の懺悔文(二)……………三〇八



第十二章 幕閣中の異論者

- 六八 根本と枝葉……………三二二
- 六九 三浦吉信の書簡……………三一七
- 七〇 閣僚中の異論……………三二〇
- 七一 太田去る……………三二六

第十三章 水戸藩君臣の處分

- 七二 上使水戸邸に臨む……………三三二
- 七三 水戸齊昭父子其他の處分……………三三六
- 七四 安島帶刀の處刑……………三四一
- 七五 茅根の處刑……………三四五
- 七六 鶴飼父子の處刑……………三四九

第十四章 處分擬律及び宣告

- 七七 水戸人士に對する擬律と判決(一)……………三五四
- 七八 水戸人士に對する擬律と判決(二)……………三五八
- 七九 池内大學の宣告……………三六三
- 八〇 池内大學に關する疑問……………三六七
- 八一 小林良典の宣告と擬律……………三七一
- 八二 近衛家老女村岡の宣告及び擬律……………三七六
- 八三 日下部伊三治の獄死……………三八〇
- 八四 梅田雲濱の病死……………三八四

第十五章 吉田松陰の運動

- 八五 安政大獄と薩長……………三九〇



八六 吉田松陰と長州藩主……………三九四

八七 特別運動乎一藩運動乎……………三九八

八八 吉田松陰の間部詮勝要撃の企畫……………四〇二

八九 松陰と周布長井との経緯(一)……………四〇六

九〇 松陰と周布長井との経緯(二)……………四一一

第十六章 吉田松陰の要駕策

九一 野山獄中より松陰の意見書(一)……………四一五

九二 野山獄中より松陰の意見書(二)……………四一九

九三 松陰要駕策の失敗……………四二四

第十七章 吉田松陰江戸檻送

九四 吉田松陰江戸檻送の豫報……………四二八

九五 松陰と長井……………四三二

九六 吉田松陰江戸に檻送せらる……………四三六

九七 幕吏と松陰……………四四一

第十八章 傳馬町獄中の松陰

九八 松陰獄中の消息(一)……………四四五

九九 松陰獄中の消息(二)……………四五〇

一〇〇 松陰獄中の消息(三)……………四五四

第十九章 橋本吉田等の處刑

一〇一 飯泉喜内の處刑……………四五九

一〇二 頼嶋崖の處刑……………四六三

一〇三 橋本左内の處刑(一)……………四六八



一〇四 橋本左内の處刑(三)……………四七二

一〇五 吉田松陰の處刑(一)……………四七六

一〇六 吉田松陰の處刑(二)……………四八一

一〇七 吉田松陰の處刑(三)……………四八四

一〇八 安政大獄の總勘定(一)……………四九〇

一〇九 安政大獄の總勘定(二)……………四九八

第二十章 幕府詰責の宸翰

一一〇 幕府京都への贈遺……………五〇四

一一一 九條關白に對する幕府詰責の宸翰(一)……………五〇九

一一二 九條關白に對する幕府詰責の宸翰(二)……………五一三

一一三 宸翰に對する酒井忠義の釋明(一)……………五一七

一一四 宸翰に對する酒井忠義の釋明(二)……………五二一

一一五 宸翰に對する酒井忠義の釋明(三)……………五二五

第二十一章 安政大獄の終局

一一六 三條實萬の死(一)……………五三〇

一一七 三條實萬の死(二)……………五三四

一一八 間部詮勝の辭職(一)……………五三八

一一九 間部詮勝の辭職(二)……………五四三

一二〇 前提と結論……………五四七



近世日本  
國民史  
安政大獄後篇

蘇峰學人

第壹章 井伊の威嚇政策

〔一〕安政大獄の責任者

昭和六年二月二十一日、大森山王草堂に於て、安政大獄下篇を書き始む。急がず、息まず、我が修史の行程は、規則正しく進行してゐる。

井伊側申

安政大獄の全責任を、井伊直弼一人の双肩に措くは、恐らくは平允の見ではあ

第一章 一 安政大獄の責任者



井伊阿部の比較

るまい。若し井伊側から言はしめなば、斯る事件も、畢竟は水戸齊昭の賢くな  
 き野心、自から裁制するを知らざる妄動の結果、餘儀なく此に至つたものと辯  
 ずるであらう。それも決して一理なしとは云はれない。  
 併しながら政治家の眼中には、難事なし。如何なる面倒なる問題でも、如何な  
 る厄介なる事件でも、之を甘く所理するが、政治家の政治家たる所以だ。乃ち  
 阿部正弘の如きは、未だ十分とは云はざるも、癸丑、甲寅の際、内外多事の絶  
 頂に處して、兎も角も曲りなりにも、其の局面を收拾した。齊昭は依然たる齊昭  
 だ。嘉永六年——安政元年の彼と、安政五年——六年の彼と、格段の相違は無か  
 った。阿部正弘が彼を兎や角操縦して、井伊直弼に彼を全く操縦出来ないとい  
 ふ道理はあるまい。然るにそれが思ふ様に參らなかつたのは、何故であらう。  
 阿部は始めから天下の爲めに、天下の公を做すつもりであつた。井伊は始めか  
 ら水戸齊昭を退治する方針もて出で來つた。言ひ換ふれば、若し井伊直弼に政  
 綱なるものあつたとせば、そは一橋慶喜擁立運動を撃滅する爲めであつた。

井伊の政綱

喧嘩の責任者

即ち彼は當初から平和を齎らすの宰相ではなく、戦闘を眞甲から翳し來れるの  
 宰相であつた。  
 何人でも政見の異同は致し方がない。井伊直弼が、一橋慶喜を西城に入る、こ  
 とに反對して、十三歳の童子紀州慶福を以て之に代へんとしたるには、彼と  
 しては相當の理由があつたに相違ない。理由は理由としても、其の反對黨に對  
 抗するには、必らずしも當初から喧嘩腰であらねばならぬ必要はない。固より  
 此の喧嘩に就ては、双方互ひに理由がある如く、亦た責任もある。云はゞ喧嘩  
 兩成敗と云うても、不可あるまいとしても。  
 何と云うても井伊直弼は、當局者だ。苟も當局者が喧嘩腰にて、親藩、御家門、  
 外様、譜代、將た朝廷の諸大臣、若しくは民間の志士を相手として推し出すに  
 就ては、時局收拾は愚ろか、其の紛糾却て亂麻の如くなるも、餘儀なき次第で  
 あらう。されば其の責任は双方に、分擔するとしても、其の過大半は、井伊其  
 人の双肩上に措く可きが當然であらう。

大過半の責任者



蜂窩衝破の責任者

何人も水戸齊昭及び齊昭周邊の人士の言動を、間然する所なしとは云はない。井伊の干渉、若しくは壓迫も、自から招き、自から致したるもの無しとは云はない。されど若し彼等が蜂窠であつたとせば、それを衝き破りて、蜂を四方に散飛せしめたのは、實に井伊其人の仕業と云はねばならぬ。

波瀾激揚者

固より水戸齊昭等の不時登城は、穩當とは云はれまい。されどその爲めに彼等を處罰し、然も其の處罰の過酷は、決して破局を收拾する賢明の措置ではなかつた。井伊は決して平地に波瀾を起したとは云はぬが、方に起りつゝある波瀾をば激揚して、洶涌、奔騰、底止する所を知らざらしむるに至つたのは、實に井伊其人の喧嘩腰の初一念が、その禍根であり、禍因であつたことは、之を争ふ可き餘地がない。

威嚇政策の非

勅許を俟たずして、日米條約に調印したのは、已むを得なかつたかも知れない。されど其の當時直ちに聖旨を對揚す可き適當の措置を取らず、京都より御催促を被りつつも、之を數月の後まで遷延したるは、決して策の得たるものでは

井伊喧嘩腰の責

無かつた。而して其の間部詮勝が、未だ上京せざるに先ち、先づ聲をもて他を威すの政策を取つたのは、決して時局を平穩ならしむる所以の手段では無かつた。京都では一方に九條關白を罷めしめ、近衛左大臣もて、之に代へんとするの運動起り、且つ遂ひに天勅水戸に向て降下の事件を發生した。

此の運動と事件とは、安政大獄の楔子にして、是れは、水戸を首として、朝廷の重臣、若しくは志士其他の自業自得と云へば、云へないこともない。然も斯る勢ひを激成したるは、井伊其人の當初からの喧嘩腰で出で來りたる事に歸せねばならぬ。我等は否井伊派の行動の、往々にして定規を外れたるを否定することが出來ぬ。されど彼等をして此の如くならしめたる者は、何人である乎。更らに遡りて其の責任者を糾明せねばならぬ。



### 〔三〕井伊の立場

朝廷の無  
實力

安政大獄は、一方に於ては、井伊直弼を主とする幕府の統制的勢力を以てし、他方に於ては各藩の有志、儒者、浮浪の人々を以てし、其の勢力の相違は、狼を以て羊に對すると一般であつた。但だ有志者側に唯一の頼みとするは、朝廷であつたが、其の朝廷には名分以外に、何等の實力が無かつた。されば若し實力ある者が、朝廷を奉戴して、一度幕府に臨まんには、幕府もそれに對しては、容易の業ではなかつたが、孤立せる朝廷に對しては、幕府はそれ程の難題を認めなかつた。

朝廷有志  
者に賣ら  
る

當時朝廷は恐らくは有志者に賣られ玉うたる結果となつた。有志者は固より朝廷を賣らんとする杯の了簡が有る可き筈ではなかつた。されど彼等は其の希望と、現實とを混同した。斯くありたしとの注文を、斯くある可しとの事相と一致せしめた。されどそれ等の事情に接觸し玉はざる朝廷が、それを信頼せられ、

諸藩と京  
紳との關  
係

瀬戸際に  
於ける各  
藩無力

それに依頼せられ、まさかの時には其力を後援とするの思召があつたことは、寧ろ當然のことと云はねばならぬ。曰く薩摩、曰く水戸、曰く尾州、曰く越前、曰く土州、曰く長州、是等の諸藩は、何れも京紳とそれぞの縁故もあり、關係もあり、然も勤王の志に燃えてゐるものもあり、然らざるも決して勤王を第一義に措く者は無かつた。されば朝廷が有志者の言を御信任あらせられて、之に倚信し玉ひたるも、亦た不思議の事ではなかつた。然も彌よその瀬戸際に來れば、何れの藩も、其力を擧げて、朝廷の爲めに盡さんとする者は無かつた。彼等は朝廷の爲めは愚ろか、其の藩士の嫌疑者さへも、之を救ふこと能はず、之を幕吏の逮捕、裁判に一任するの已むなきに至つた。水戸の安島等一味、越前の橋本綱紀、長州の吉田松陰、薩州の西郷隆盛、皆なその通りだ。但だ西郷は未だ幕吏の手に罹らざるの先に、自から月照和尚と與に投海し、死して蘇生し、南島に流竄せられ、漸く一命を保ち得たのだ。若し



朝廷志士  
救援不能  
の理由

諸藩自衛  
に汲々

彼が京阪の間に彷徨したらんには、彼は當然井伊の手先の爲めに、犠牲者たる可き資格は具足してゐた。

人或は朝廷が志士を救ひ玉ふ能はなかつたことを遺憾とするが、それは事情を詳にしない爲めだ。朝廷御自身が、自から全うすることが出来なかつたではない乎。至尊は其の尤も御信賴遊ばす青蓮院宮、鷹司父子、近衛、三條等さへも救ひ玉ふことが出来なかつたではない乎。恐れ多くも萬一の際には、至尊御自身さへも御不安全を感じ玉はねばならぬ有様ではなかつた乎。當時間部は京都に乗り込んで、如何なる暴政を逞くする乎、とても朝廷は心配をせられた。されば彼が朝廷に強訴して、彼が如き行動を恣にせるも、朝廷では寧ろ豫期よりも穩和であつたと思召された次第であつた。

當時の諸藩は、皆な手を拱いて形勢を觀望した。彼等は何れも井伊に呑まれて、只だ自衛の策に汲々としてゐた。而して自衛の爲めには、自藩の人材をも、目を鎖して犠牲とするを辭しなかつた程だ。長州の當路者が、吉田松陰を、幕府

井伊の非  
妥協政策

に護送したのは、幕府の手を藉りて、彼を死地に措かんとするの腹黒き策は無かつたとしても、一藩の安全の爲めには、彼を犠牲とするも、餘儀なしと觀念したるに相違あるまい。此れは獨り長州藩ばかりでなく、各藩の當路者は、皆な其の通りの了簡であつたらうと推察せらるゝ。

されば安政六年の初期に於ては、井伊の位地は、天下無敵であつた。此上は其の刑罰を寛大にするも、將た之を嚴酷にするも、一に井伊其人の意見次第であつた。詳に云へば寛大にしたりとて、井伊の威信を損するでなく、嚴酷にしたりとて、井伊の威信を増加するでは無かつた。若し井伊にして妥協的政策を行はんとせば、安政の初期は、彼に取りて尤も有利なる時機であつた。若し彼が此際其の双手ならざるも、片手でも差し出さば、誰彼の差別なく、其の握手を拒まんとする者は無かつた。されど井伊は寧ろ騎虎の勢に乗じて、否妥協政策を固執した。



【三】屏息したる諸藩

井伊威歴の効果

井伊の措置が暴斷であつたにもせよ、安政五年七月五日に、尾張慶恕、松平慶永に隠居愼を命じ、水戸齊昭に愼を命じ、水戸慶篤、一橋慶喜に登城差控を命じたるは、實に井伊側の威勢を、天下に赫灼たらしむる所以であつた。假令彼等犠牲者は不服であつたにせよ、此に向て反抗を試みんとする者は一人もなかつた。言ひ換ふれば、彼等は皆な屏息した。天下は此れよりして井伊萬歳となつた。

非屏息者島津齊彬

但だ此時に於て、西方に一人の島津齊彬あつた。彼は決して屏息しなかつた。彼は日本唯一と云はんよりは、少くとも第一の外様大名だ。彼は名目丈けにもせよ、將軍家定の舅だ。彼は二百幾十年來幕府から尤も畏憚せられたる傳統的薩摩の大守だ。彼の眼中には、固より井伊掃部などの存す可き筈はない。彼は一方に水戸齊昭なく、他方に井伊直弼なく、況んや松平慶永、尾張慶恕などを、

島津死して抗衡者無し

諸藩甘んじて犠牲者を出す

彼が兒曹視したるは、當然の事であつた。されば朝廷は近衛家を透して、彼を倚信し玉ひ、彼も亦た感激して、聖明に奉答せんとの決心をなした。然るに彼は其の趾を擧げんとする刹那に於て、病に罹りて逝いた。若し彼にして起たば、長州の如きも、必ずそれに刺戟せられて、其の藩力を傾け來らざるまでも、何等かの作用に出でたるに相違あるまい。されど島津齊彬一たび去りて以來、天下の大名に、自發的に起て朝旨を奉じ、以て敢然井伊と抗衡せんとする程の者は、一人も無かつた。獨り大名のみならず、諸藩の有司中、それ程の決心ある者は、一人も無かつた。否な彼等は寧ろ其の藩士中の突飛者を取り押へ、せめて井伊から睨まれない様に、違々として是れ日も足らなかつた。薩州では西郷隆盛を、遠島に處した。長州では吉田松陰を入獄せしめ、やがて之を江戸に護送した。乃ち越前の如きも、其の藩の長城たる橋本左内を、幕吏の犠牲に供して、一指も染むる能はなかつた。乃ち水戸の如きも、安島、茅根などの當局者は、只管ら金子、高橋等



井伊の京都征服

有志者皆屏息

の輕舉妄動を制馭するに汲々たる有様であつた。然るに其の安島、茅根等も亦やがて井伊の犠牲者となつた。井伊は安政五年七月、二親藩、及び御家門の越前等の懲罰にて、大に其威を振うたが、更らに安政六年三月より五月にかけて、鷹司政通、近衛忠熙、鷹司輔熙、三條實萬等の諸重臣を廢竄、若しくは落銜せしむるに至りて、殆んど完全に、京都をも征伏したと云ふ可き姿であつた。至尊の御胸中は、何とも拜察するに恐れ多いが、之に對し、公家も、武家も、何人も敢て井伊に向つて、手を擧げんとする者はなかつた。所謂京都に於ける勅諭下賜の運動なるものは、此の中間に發生したる一の事件であつた。此れは主として當時の有志者が、期せずして相ひ計畫し、一たび天詔降下すれば、水戸は固より、有志の諸藩、皆な欣躍抃舞して、之に趨く可しとの豫想であつた。是れは洵とに恃む可からざるを恃みたるものにして、肝腎の水戸さへも之に應じなかつたといはんよりは、應ずる能はなかつたから、其

各藩皆屏息

勅諭と大獄との關係

の他は推して知る可しであらう。此れは裏切られたる諸有志の罪乎、將た裏切つたる諸藩の責め乎。そは何れにもせよ、諸有志は息を枯らして笛吹いたが、一個の藩も躍るものは無かつた。而して其の結果は關東に於ては、幕府對水戸の勅諭處置問題となり、京都に於ては、近衛對九條の當職更迭問題となり、延いて大規模なる安政大獄事件となつた。安政大獄は固より勅諭の有無には干係無かつた。勅諭降下なきも、固より此獄は出で來る可きであつた。民間の志士を捕縛することは、井伊直弼の左右の手たる長野主膳や、宇津木六之丞などの間には、蚤に仕組れたる筋書であつた。但だ勅諭一件から、此の捕縛の範圍が擴大せられたることは、固より云ふ迄もない。例せば勅諭一件に何等干係なき橋本左内や、吉田寅次郎等が、其の極刑——死罪——に處せられたるを見れば、勅諭一件が、決して安政大獄の唯一原因でなかつたことは分明であらう。



寛嚴ともに禍

凡そ幕府に在て名ある有志は、皆盡く黜けられたるを以て、嘉永癸丑安政甲寅以降、國事に盡力したる幕府の進歩派、即ち立憲幕府制を助け長じたる輩は、此時を以て地を拂ひ、復當路に一人をも留めざるに至れり。此處斷の嚴酷に失したるは言ふ迄もなく、徳川幕府ありてより以來、未だ是の如き政治犯大獄を見ざりしを以て、此獄の爲めに益々天下の人心を激動せしめ、幕府を怨嗟せしむるに至れり。是れ井伊氏の罪なり。と、史家の斷案を下せるも左る事ながら、然らば則ち此時もし井伊氏にして、寛典説を納れて處斷したらば如何にと顧るに、勅許を経ずして條約を調印したる責は、愈々幕府の頭上に降懸りて、幕府は外交上益々困難の地位に陥り、内訌外患の爲に拾收すべからざるに至るべし。故に事此に際しては、寛猛ともに衰亡を招ぐに止るべきのみ。〔幕府衰亡論〕

第二章 月照和尚

【四】大獄の渦巻

井伊派の  
猜定

井伊一派は、豫じめ胸中に、一大陰謀の潜在するを描き、而して其の陰謀の本家本元は、水戸齊昭である可く猜定し、而して其の證據物件は、寧ろ水戸齊昭の手入したる京都に存在す可きを察知し、先づ其の方面に手を下した。此れが安政四年九月七日、梅田雲濱——源二郎——が、最初に逮捕せられたる所以、爾來京都方面には民間の諸有志、縉紳家の諸大夫、其他手當り次第に、芋蔓を引き上るが如く、それぞれ擴大せられた。

池内の災  
禍

彼等は梁川、梅田、頼、池内を惡謀の四天王と稱したれば、是等の人々に向ふは、寧ろ當然であつた。但だ梁川星巖は事前に病死し、池内は失踪したが、彼もやがて自首した。然も彼が元兇視せられて、其の重刑を免れたのは、彼が他



小林と忍向

の志士に不利益なる告白をしたからであるとの説があり、その爲めに彼は他日遂ひに浪士の爲めに、不慮の難に罹つた。當時の朝紳中に於て、井伊側の尤も注意したのは、鷹司、近衛、三條の諸家であつた。而して最も悪玉として睨まれたのは、鷹司家諸大夫小林良典であつた。彼は青蓮院宮にも、近衛家にも、三條家にも出入した。其の鷹司家の政通、輔熙二公に於ける、固より云ふ迄もなし。而して小林以外に、注目せられたのは、前成就院住職僧忍向、即ち月照和尚であつた。彼は近衛忠熙の殊寵を得たるもの、薩藩の有志とは別して親密であつた。而して薩藩の有志中、西郷隆盛も亦た同時に、幕府の注意人物であつた。而して京都に於ける水戸藩の留守居鶴飼父子は云ふ迄もなし。

在江戸被難者

江戸に於ては水戸齊昭を中心として、其の周邊を獵り始めた。日下部伊三治、勝野豊作、飯泉喜内、藤森恭助など、皆な其の仲間と見られてゐた。而してやがて水戸の中心人物たる安島、茅根、鮎澤等に及んだ。而して更らに飛火は、

吉田松陰

一方に於ては松平慶永の懐刀である橋本綱紀、長州の志士吉田松陰に及んだ。橋本は一橋推戴派の急先鋒松平慶永の代表者として、安政五年の初め、堀田正睦の上京中、京都に在りて最も活躍した。彼が此の大獄に捲き込まれたるは、必らずしも不思議は無い。但だ意外なのは、吉田松陰だ。彼は水戸とは没交渉だ。一橋事件にも、固より一切干係は無かつた。勅諭運動にも、何等の連絡を持たなかつた。然るに此の上國と遠く隔りたる、長州萩の獄裡に呻吟したる彼を、故らに江戸まで護送するに至つたのは、何故であらう。それは吉田の名は、既に長野、宇津木輩の閻魔帳に登録せられてゐたからである。彼が間部要撃の企畫は、固より幕吏の探知しなかつたところだ。然も吉田松陰が梁川星巖を透して、其の意見書を、雲上に捧げたることは、或は猜察したかも知れない。然らざるも彼が京都の方面に何等かの手入をなしつゝ、あつたものと睨んでゐたのは、勿論だ。されば幕府の手が、遂ひに彼に及んだのも、



橋本吉田  
一に對する

必らずしも不思議であるまい。但だ橋本と吉田とに對しては、異説がある。兩人共に幕府には左程退治せんと  
の意志は無かつた。されど越前に於ても、長州に於ても、其藩の當局者が、自藩  
擁護の爲めに、枉げて此の兩人を犠牲に供したものだ。云はゞ幕府は彼等を殺  
す意志は無かつたが、兩藩の當局者が幕府の手を假りて、彼等を殺したのだ  
と。

免れ難き  
運命

成程此れには多少の理由も無いことは無い。若し水戸齊昭を中心として考ふれ  
ば、橋本は最も旁系にして、吉田は全然無關係だ。されど此の兩人は此の大獄  
に際して、其の羅織を免るゝには、其の人物が餘りに光つてゐた。彼等は到底  
免れ難き運命を持つてゐたかも知れない。其藩の當局者の動機は、姑らく之を  
不問に措くとしても。

〔五〕忍向と信海

月照

渦巻の中に於て、犠牲者の一人は、實に僧月照であつた。彼と近衛家及び薩摩  
の有志者との關係は、既記の通りだ。「參照 安政大獄前篇 九七」然も此の機會に  
於て、更らに月照が何人である乎、將た彼が如何なる働らきを、此の間に做し  
たる乎に就て、少しく觀察するの必要がある。

信海

月照は安政五年十一月十六日、西郷隆盛と與に、藩摩瀉に身を投じて死し(西郷  
は蘇生)たから、固より當人の口から聞くことは出来ないが、其弟にして且つ清  
水寺成就院の後住信海は、幕吏の手に捕はれ、審問を受けたれば、其の所謂  
申口(口供)なるものは、今尙ほ存してゐる。此れは京都町奉行小笠原長門守(長常)  
の手にて取調べたものである。

信海申口

成就院住持

信

海



二〇  
未(安政六年)  
四十歲

申口書

右信海父者、大坂立賣堀、穴喰屋町玉井惣榮と申、醫業いたし、兩親並兄宗久と共一緒に相暮罷在候處、兩親共先年相果、兄宗久儀幼年之節、知る人世話を以、清水成就院住持、藏海弟子に相成、得度いたし忍向と改、隨身修學罷在、此者幼名綱五郎と申、九歳之節、兄忍向同様、右藏海弟子に相成、得度いたし信海と改、隨身修學罷在、同年山内光乘院住持に相成。

此の如く忍向、信海の兄弟は、相接して身を桑門に托した。

拾五歳之節、病氣に付隠居いたし、高野山え立越、右山内學寮え入、勤役罷在、二拾八歳之節、右山内萬勝院住持に相成、去る丑年(嘉永六年)九月前書罷在。

信海成就院住

此れは弟の信海のこと。

師匠藏海儀者先年病死いたし、忍向儀成就院に住職罷在候處、同人儀右丑年(嘉永六年)十月中、出寺いたし、行衛相知不申候付、翌寅年(安政元年)二月此者(信海)成就院え轉住いたし、其後同月忍向儀、京地え立歸候得共、寺務一乘院宮より、境外隱居被ニ申付、所々庵室等に住居罷在、大宮里方、近衛殿え館入いたし候。

薩藩原田才輔者忍向知る人に付、右才輔を以、境内隱居相成候様、一乘院宮え取成之儀、近衛殿え内願いたし貫、一昨年(安政四年)より山内實性院に逗留被ニ差免、同院に罷在候姿にて、成就院に同居罷在候旨。

此れにて忍向、信海兄弟が、清水成就院に同住したる消息が判知る。

一 近衛殿え此者(信海)並忍向館入いたし候儀、忍向者四ヶ年以前、此者は三ヶ年以前より、歌道門人相頼、折々罷出、老女を以、詠歌差出候得共、此者(信海)は多分面謁無之、忍向儀は、去年(安政五年)二月以來、左府殿(近

近衛殿出入



近衛氏と  
忍向意氣  
投合

衛忠熙) 星祭祈禱して、日々親敷罷出、蒙ニ懇命一候。一體左府殿に者、靜成性質に而、忍向儀も性質靜成ものに有之、格別左府殿氣に入罷在候趣。如何にも近衛忠熙と月照との意氣投合の理由が判知る。

且忍向儀、墨夷交易和親御取結相成候而者、邪宗門追々弘り、國家之大患を相招、其上佛法破滅之基にも可ニ相成之旨、兼々相歎罷在。左府殿にも、忍向同様存慮之由に而、毎々歎話議論被レ致候儀も有之候旨、忍向内々咄聞候得共、此者儀(信海)心を留、聞取不レ致候付、耽と者相覺不レ申候得共、左之廉々。

以下記する所は、信海が其兄忍向の談話の要領を、記憶中より喚び起したるものだ。此れは固より法廷に於ける審問に對しての言なれば、若干は尋酌ある可きこと、論を俟たざれども、兎も角も其の大要を知るに足るものがあるから、その積りにて讀む可きであらう。

〔六〕 忍向と近衛忠熙

前記の通り(参照 五) 信海の申口によれば、

九條關白  
内覽辭退  
一件

一 九條殿内覽御免相成候儀者、八月八日關東へ被レ遣候 勅書を、御取用不レ被レ成様と、發輝とは無之候得共、右之儀を傳奏衆え被ニ申付、關東え被ニ仰遣一候由、右を誰歎天聽に入候故、鷹司右大臣殿を以、内覽辭退可レ被ニ相願一旨、被ニ仰出一候儀之由、左府殿(近衛忠熙)被レ申候趣、忍向より及レ承候旨

此れは九條關白内覽辭退一件のことだ。當時主上の命を奉じて、九條關白に内覽辭退の勸告に赴いたのは、大納言二條齊敬であつた。而して其の命を齊敬に傳へたるものは、鷹司輔熙であつた。

養君問題  
と條約  
問題

一 去年(安政五年)六月中、御養君被ニ仰出一度思召候由、御人體者、御隱密之旨。右叡慮御伺、江戸表より被ニ仰進一 右者先例御人體をも不レ被ニ仰進一儀



と、左府殿被ニ相覺一候旨、何分當今之時節に付、堀田備中守殿御上京之節、賢明年長之御人體え御養君被ニ仰出一候様、叡慮之趣被ニ仰進一有之候を、同七月中紀伊殿御養君に被ニ仰出一候旨、江戸表より被ニ仰進、當今之御時節、御幼年にては、治り方、御六ヶ敷可有之、且又同頃墨夷え假條約調判御渡相成候儀者、備中守殿え勅答之趣も有之候はゞ、右御返答も被ニ仰上一候上に、御渡可ニ相成一處、無ニ其儀一右様御處置相成候ては、自然關東と御隔意相成候様成行可申、不ニ容易一儀に付、何分官武御合體に無レ之而者難ニ相成、右様之形勢にては、行末如何可ニ相成一哉、心痛被ニ致候由、左府殿被ニ申候趣、忍向より及レ承一候旨。

此れは養君問題と、條約調印問題とに關してのこと。

一 一橋殿には、人望賢明之聞込も被レ有之候由にて、御養君は、一橋殿に御治定相成可然旨、左府殿、並鷹司右府殿にも、被ニ申居一候由。左府殿より内々噂被ニ致候趣、忍向より及レ承一候旨。

一橋慶喜の賢明

忍向書類

天下泰平祈禱の事

一橋慶喜其人の賢明に就ては、當時天下有識者間には、公武、上下を問はず、殆んど輿論と云ふも差支無かつた。

一 右尊之外、左府殿より借用いたし歸一候由、折々書付、忍向より爲レ見候得共、前同様心を留熟覽不レ致、一覽迄にて差戻一候付、趣意柄相覺不レ申、乍レ去忍向所持之書類、未自坊に残之分も有レ之候付、右之内に可レ有レ之哉之旨。

右成就院に残り有レ之候、忍向所持之書類取上げ、撰出候書付寫、奥に入、御覽申候。

一 去年(安政五年)二月中、近衛殿へ、忍向罷出候節、渡來之外夷退去、天下泰平之祈禱修行可レ致旨、左府殿直書詠歌。

今上皇帝寶祚萬歲、文武百官忠誠堅固、渡來夷賊改心退去、奉安叡念大樹安意、武運長久一天泰平。

諸民榮祈禱之事。五大明王、護摩秘法、殊可レ致ニ精誠一之條如レ件。



安政五年二月十七日

左大臣忠熙判

高野山金剛峰寺

碩學中

高野をさして、おもふ心をよめる

明らけき法のひかりの高野山尊きをしへの道も絶せで  
動なき世々の守りの一筋にいま此ときぞ猶ねがふなる

忠熙謹詠

祈禱修行の場所

高野山祈禱

祈禱料黄金三枚並奉書紙にて、長三寸巾貳寸程に封し、右封中主上、公方様、近衛左府殿御手にても認有之候哉。上は書、今の字、大の字、左の字、認有之、三封共に相渡、清水寺者無人之儀、且同寺にて修行致し候ては、大業に相成候間、穩に高野山え持下、同所にて大切に修行可致旨、左府殿被ニ申渡候趣、忍向承歸、此者(信海)え、夫々相渡申聞候付、

穩當の祈

高野山え持下り、山内正智院え罷越、右之通祈禱被ニ申出候付、碩學所え披露いたし度、可然引廻吳候様相頼、青巖寺におゐて、碩學中に及ニ披露、示談之上、山内南院於ニ道場に二七日之間、此者(信海)にも、衆僧に加り、護摩を焼、異國退去、五大尊之秘法祈禱いたし、  
右五大尊之秘法と申者、本尊波切不動明王と申、弘法大師唐土より歸朝の砌、船中にて彫刻之本尊にして、惡魔降伏之本誓之旨、信海申立候。  
結願之上、右大護摩之卷數持歸、忍向を以、左府殿え差出候旨。  
以上所記を見れば、如何にも穩當中正の事、而して其の祈禱さへも「奉安觀念、大樹安意、武運長久、一天泰平」とあれば、是れ全く公武合體の正鶴に的中したるもの。若し之を以て罪案とせば、天下の忠臣、義士は、悉く皆な罪人とせねばなるまい。



〔七〕忍向兄弟と高野山及び近衛家

大元帥秘法

一 同(安政五年)三月中、近衛殿へ忍向罷出候節、前同様渡來之外夷退去、天下泰平之祈禱修行可致旨、左府殿(近衛忠熙)被申聞、其節者書下げ等無之、祈禱料黄金壹枚被相渡一候旨、忍向承歸、右黄金相渡候付、此者儀(信海)高野山え持下、年預増福院え罷越、右之通祈禱被申出候付、碩學中え披露いたし度旨申聞、碩學一同呼寄貫ひ、及披露一示談之上、山内西南院之於二道場に、三七ヶ日之間、異國退去、太元帥之秘法祈禱いたし候積申談置。

右太元帥之秘法と申者、本尊太元明王に而、弘法大師眞筆にして、敵國散去を主と致し候本誓之由、信海申立候。

祈禱者の背後

上記の祈禱は前掲(參照 六)のものと與に、左大臣近衛忠熙の依頼と云ふも、恐らくは近衛が聖旨を奉じての祈禱にして、近衛の背後には、畏れ多くも主上の

在せしことと信せらるる。

此者(信海)には、自坊に用向も有之、歸京いたし居候處、結願之上、右祈禱之卷數、高野山より差越候付、忍向を以、左府殿に差出候旨。而して次項によりて、愈よ此の祈禱が、偶然でなかつたことが判知る。

近衛左大臣書下げ

一 同(安政五年)五月中、近衛殿え罷出候節、御内勅之由、渡來之外夷退去、天下泰平之祈禱、修行可致旨、左府殿より書下げ並夷賊邪心速疾降伏、四海泰平萬民娛樂御祈之事。右四所明神法樂、並太元明王秘法三七ヶ日之間、可勤修一旨敬慮之趣、宜令承知。可抽精誠一條如件。

安政五年戊午五月廿三日

左大臣忠熙

高野山金剛峰寺

寺務青巖寺

第二章 七 忍向兄弟と高野山及び近衛家



並衆徒中

祈禱偶然

近衛家と  
忍向との  
關係益密

爲ニ御祈禱料、黄金五枚御下げ之旨、被ニ相渡候由、忍向持歸り、右書下げ黄金共相渡候付、此者儀(信海)高野山え持下り、前書年預増福院え罷越、右之通祈禱被ニ仰出候付、碩學中え披露いたし度申聞、碩學一同呼寄貫ひ、及ニ披露、示談之上、高野山四所明神寶前山王院におゐて三七ケ日之間、異國退散、太元帥之秘法御祈禱いたし候積申談置、其節も此者(信海)には自坊に用向も有之、歸京いたし居候處、結願之上、右御祈禱之卷數、高野山より差越候付、此者儀近衛殿え持參、左府殿え直に差出候旨

蒙古來襲當時の事を回想すれば、當時外夷來迫に就て、此の如く祈禱を行はせられたるも、決して異しむに足らない。而して朝廷、近衛家、忍向、信海、高野山、此の如き順序にて、其事が舉行せられたるを見れば、如何に忍向兄弟が、此間に於て斡旋したるかは、以て察するに餘りある。

當時近衛家と忍向との關係は、日一日と其の親密を加へつゝあつたことは、「近

衛家奥日記」が詳かに之を證明してゐる。

一 二月(安政五年)

七日 一 御機嫌伺參上、御對面被遊候

唐さびの粉さし上る。

一 忍向又參上。御たんす拜見願也。(按ずるに此の御筆筒は、島津齊彬より主上へ内獻のもの)梅枝さし上る。やまとうちわと申候草をば、はち植に致し上る。

十日 一 忍向又參上御對面あらせ給候。

十二日 一 忍向參上。精進雲丹一曲(原注 肥前平戸千里の濱砂)さし上る。内々御對面遊ばし候。

十五日 一 忍向參上、御内々御對面あらせ給候。

十六日 一 忍向參上御對面あらせ給候。長壽花さし上る。

一 成就院信海、忍向も同伴參上、内々御對面あらせ給候。御内々御祈禱

とか御頼あらせ給候。信海より御菓子一箱さし上る。



十七日 忍向參上、一寸御對面あらせ給候。櫻枝、土筆、菅草もさし上る。

十九日 忍向參上御對面あらせ給候。

二十日 忍向參上御對面あらせ給候。

廿一日 今日より極内々御星祭御祈禱、忍向參上修行致す。

廿二日 忍向參上御對面あらせ給候。

廿三日 忍向參上御對面あらせ給候。御内修法。

廿四日 忍向參上御對面。修法致す。

廿六日 忍向參上御對面あらせ給候。

廿七日 忍向參上。修法あり。

蓬のおかちんさし上る。忍向御花拜見致す。井手の山吹さし上る。

以上は二月中の日記から抄出したるもの。自餘の月も殆んど此の通りである。亦た以て如何に忍向が深く近衛家に喰ひ込んでゐたかが想ひやらるゝ。

【八】 忍向兄弟と青蓮院宮 (一)

青蓮院宮直書の事

忍向は近衛家ばかりでなく、青蓮院宮にも近接した。而して宮と近衛家との間柄の親密であつたことも固より云ふ迄もなし。

一 同(安政五年)四月中、青蓮院宮え忍向罷出候節、朝敵佛敵退治之祈禱、

高野山あゝて修行可致旨、此もの(信海)並忍向宛之右宮直書並

右直書宛とは不ニ相覺一候得共、大意左之通相心得候旨、信海申立候。

此度墨夷渡來に付、先達てより其一山之大衆、丹誠を盡し、祈禱之事、神

妙之至也。

猶此度朝敵佛敵退治祈禱之事頼入存候。依て判金一枚差遣候。可然

取計頼入候也。

三月廿五日

尊 融



朝敵の二

爲ニ祈禱料、黄金壹枚被ニ相渡一候由。忍向持歸右直書黄金共、相渡候付、朝敵と申文字、昨春以來風聞之趣にては、右朝敵之貳字何歟關東え拘り候様相察不ニ容易一儀と存、其段忍向え相尋候處、外夷之もの共、屢渡來、朝意に不レ叶儀を、強て申立候故、外夷を指朝敵と被レ認候儀に可レ有レ之、並外夷渡來屢之内には、耶蘇宗門杯相弘可レ申は必定之儀、是則佛敵にて可ニ恐憚一儀に無レ之旨、忍向申聞候付。何様右様之儀に可レ有レ之哉と心解いたし。

朝敵の意

朝敵、佛敵の四字に就ては、信海が心配したのも、決して怪しむに足らない。而して忍向が其説明も亦た要領を得てゐる。されど朝敵の二字は、果して其通りであつた乎、將た寧ろ直截に、關東を斥したのではなかつた乎。そは寧ろ尊融親王——後に久邇宮朝彦親王に承るの外はあるまい。

忍向の辯

右直書黄金共、此者儀（信海）高野山え持下、前書年預増福院え罷越、右之通祈禱被ニ申出候付、碩學中え披露致し度旨申聞、碩學一同呼寄貫ひ及ニ披露



候處、碩學之内、正智院儀、朝敵之二字不審を立、相尋候付、忍向申聞候通、外夷之者共、屢渡來朝意に不レ叶儀を、強て申立候故、外夷を指、朝敵と被レ認候儀に可レ有レ之、並外夷屢々渡來之中には、耶蘇宗門杯相弘可レ申は、必定之儀、是則佛敵にて、右朝敵と申者、全外夷を指被レ認候儀に可レ有レ之旨申聞候處。

正智院の不審も、是亦た尤なる次第。外國人を朝敵と解するは、聊か無理と云はねばならぬ。

正智院儀右之次第にて被レ認候儀に有レ之候は、外夷を指、朝敵と認難き儀も有レ之間敷旨申聞候付、示談之上、前書西南院之於ニ道場に、三七ヶ日之内、朝敵佛敵退治、太元帥之祕法祈禱可レ致積申談置。尙又其節も此者（信海）には自坊に用向も有レ之、歸京いたし居候處、結願之上、右祈禱之卷數、高野山より差越候付、此者儀（信海）青蓮院宮え持參、右宮え直に差出候旨。

祈禱卷數 差越



忍向の死

朝敵佛敵の眞意

右朝敵佛敵之文言、前書辨解者、此者（信海）忍向申談、表之唱にて、内實深趣意可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之旨、再應及<sup>ニ</sup>吟味<sup>一</sup>候處、此者儀、青蓮院宮え直々罷出承歸候儀にて、無<sup>レ</sup>之候付、忍向辨解之通と相心得居候得共、同人儀者、外夷一條關東御所置振等、心底に不<sup>レ</sup>應由、兼々相歎罷在候折柄、當春以來、星祭にてと者乍<sup>レ</sup>申、日々近衛殿え罷出、外夷退治之祈禱を承請<sup>〇</sup>又は青蓮院宮えも毎々罷出候付ては、右兩所え外夷一條之儀を始、關東御所置振之儀迄、彼是存寄申込、不<sup>ニ</sup>容易<sup>一</sup>次第も可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之哉。終に出寺いたし、薩州鹿兒島え逃行、同所近海にて溺死いたし候上者、全く右次第吟味可<sup>ニ</sup>相成<sup>一</sup>を恐、一命を果候儀と相聞、左候はば朝敵佛敵之文言に付ても、忍向意内にては、深き趣意可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之哉に被<sup>レ</sup>察候儀之旨申候付、右體察迄之儀に無<sup>レ</sup>之、素より深密存居可<sup>レ</sup>申旨再應及<sup>ニ</sup>吟味<sup>一</sup>候得共、差向一己之申口に付、彼是申紛罷在候哉相聞申候。

斯く幕更が猜定したるは、彼等の立場の觀察としては、決して其の正鵠を失し

たるものではあるまい。要するに青蓮院宮は大塔宮でなく、忍向、信海は文觀、圓觀の徒にあらざるも、少くとも朝敵、佛敵の四字には、自から深意の存する所あつたことは、斷じて疑ふ可き餘地はあるまい。

【九】 忍向兄弟と青蓮院宮 (二)

一 去午四五月頃と相覺、忍向青蓮院宮え罷出候節、此者（信海）儀、兼て高野山碩學之者より傳授請罷在候。太元帥八印と申、眞言宗傳來祕密之調伏法を、右宮被<sup>レ</sup>授度旨被<sup>ニ</sup>相願<sup>一</sup>候由、忍向承歸申聞候付、其後高野山え罷越候節、右法他宗之者え傳授致し苦かる間敷哉、碩學之者え相談いたし候處、高位壹人の方え者、他宗に候共、授不<sup>レ</sup>苦旨、弘法大師之教も可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之旨、碩學之者申聞候付、翌六月中右宮え、此者（信海）罷出、右法傳

大元帥法青蓮院宮傳授の事



授いたし置候旨。

右太元帥八印之法と申者、前書太元帥之祕法中之眼目之祕印之旨、信海申立候。〔參照 八〕

宮調伏法  
受傳の理  
由

此の如くして眞言傳來の調伏法は、忍向の紹介もて、信海から青蓮院宮に傳授した。知らず宮は何の必要ありて、斯る調伏法の傳授を受けられたる乎。

一 同(安政五年)八月頃、青蓮院宮にて、天臺眞宗祕密之一字金輪之法を以て、夷賊退散、天下泰平之祈禱有之候旨、忍向より承及候旨。

右一字金輪之法と申す本尊、一字金輪と申大日如來にして、魔障不隣近、帝王之威光を盛にいたし候祈之旨、信海申立候。

此の夷賊退散には、定めて夷賊と共鳴したる幕府の退散も加はりたるものであらう。

一 近衛殿より外夷退治之祈禱修法之儀、追々被申渡候付ては、去(安政五年)午年四月中、此者儀(信海)高野山へ罷越候節、右一山門主寶性院え

外夷調伏  
急速修法

外夷調伏靈給速なる處之修法には、何を修して可然哉、相談いたし候

處、調伏之仕方、種々有之候内にも、轉法輪之法を修候は、靈給速に可有之旨申候付、左候は、右法を修候に用ひ候本尊金輪拵

度候間、貸渡吳候様相願候處、右金筒は、同所金蓮院に所持罷在候付、貸遣し候旨、寶性院申聞候付、右金筒借受歸京、忍向え

及二示談一候處、同人儀右金筒所持、青蓮院宮へ罷出、右宮へ入一覽に、高野山にて借受歸候手續等委細申述、寫取拵度候間、右入用寄附相

願候由之處、承知被致候趣にて、忍向儀懇意にいたし候薩州家來原田才輔相頼、同人方え出入いたし候油小路二條下ル町刀小道具渡世金津屋源

七と申者え申付貫候由、才輔儀も兼々外夷一條苦心罷在候者に候哉、右金筒を以て修法いたし、外夷退治相成候者、結構之旨申聞、隨喜いたし、

職人飯料等は、才輔喜拾いたし、同人方え細工爲致可申旨申聞、委細忍向より才輔え頼置候由、同八月中頃出來上り、忍向儀青蓮院宮へ持參、右宮







忍向村岡  
關係

一 忍向儀近衛殿老女村岡とは、兼て懇意にて、往復有之候儀は、兼て見聞いたし居候得共、其外近衛殿家來之内に、親敷ものは及承不申候。此れは前掲同様、信海の申口だ。村岡は近衛家に於ける老女であるが、彼女は國事に於て、近衛家と諸有志との間を取持つた女丈夫だ。

忍向と鶴  
飼父子と  
關係

一 同人儀(忍向)水戸殿御家來鶴飼吉左衛門並同人伴幸吉と懇意いたし候由。其元と申者、去午(安政五年)七月頃、鷹司殿家來小林民部權大輔儀、吉左衛門、幸吉を近衛殿に召連出、於同所一民部權大輔引合にて近附に相成候由に及承居、其後幸吉儀は、壹ケ度忍向に面會して自坊へ罷越、其節菓子一箱相贈候由。忍向儀は近附に相成候後、度々右兩人方え罷越候趣に及承居候得共、如何様之用向にて罷越候哉、談之趣、一向相心得不申旨。

此れにて鶴飼父子、小林良典、月照との關係が明瞭した。何れも近衛家を中心として集りたるもの。

山本貞一  
郎忍向關  
係

一 頃合不ニ相覺、信州之者之由、山本貞一郎と申者儀、木屋町三條上る上大坂町儒醫宇喜多一蕙伴松菴同道、忍向え面會して自坊え罷越候儀有之候處、忍向儀留守中にて掛け違、尤用向之趣意不ニ相心得一候得共、其後忍向儀貞一郎え面會いたし候儀も有之候哉。貞一郎儀病氣にて、用談も難出來、右病氣全快之祈禱いたし供水差遣候様、忍向申聞候付、此者(信海)取計にて、右祈禱いたし供水差遣候旨。

山本に關しては、既記の通りだ。(參照 安政大獄前篇 七七一八三)彼は信州松本の産にして、水戸家に縁ありて、上京し、京縉の間に周旋したるもの。而して彼は最初に幕吏に目指されたが、未だ逮捕せられざる以前に死んだ。或は病死と云ひ、若しくは自殺とも云ふ。何れにしても死人に口なし、其の審問だけは免れた。

忍向と尾  
張家との  
關係

一 去午(安政五年)五月頃忍向儀近衛殿より歸宅、例とは格別遅く相成候故、何故遅刻相成候哉と、此者(信海)相尋候處、尾張殿(徳川慶恕)より御使被



差登、夫故遅刻相成候儀之旨申聞候付、無二何心一右は何用にて御使被ニ差  
 登候哉と承返候處、堀田備中守殿之被ニ仰進候勅答之趣、尾張殿  
 にも御尤に被ニ思召旨被ニ仰越候御使之由。且又尾張殿より江戸表え被ニ差  
 上候建白書寫之由。

尾張殿建白書

墨夷條約之儀に付、今般御懇之蒙ニ台命一謹而奉ニ拜承候。且勅答御書  
 附を初、具に拜見被ニ仰付、猶篤と勘辨、存慮之趣、早々申上候様、御  
 尋に候得共、追々建白致置候儀、此上存慮可ニ申上様無ニ御座候。乍去  
 於ニ公邊一も、深御心配之折柄、親藩之不肖、寤寐難安候者、素より之  
 儀付、猶更致ニ熟思候處、今般勅諭之趣は、乍恐至重之御事と奉  
 存候。左候得者、右之御主意に御基被遊、朝廷御尊崇、公武御一體相成  
 候はゞ、天下之人心致ニ一和、永世御安全皇國御保護之筋かと奉存候。  
 此旨宜様被達ニ上聞候様致度存候事。

五月七日

忍向儀近衛殿にて借受歸候由、爲見罷在候。右建白書者、全く前御使者  
 持參致し候儀にても有之哉と、此者(信海)推察罷在候旨  
 以下略。  
 右信海吟味仕候趣、書面之通にて、朝敵佛敵之處は、猶此上精々相糺  
 可申積に御座候。以上。

未(安政六年)二月

小笠原長門守

申口附紙

尙ほ此の申口に附紙として、

書面四所明神と申者、高野山之鎮守にて、左之明神之由、信海申立候。  
 丹生大明神 高野大明神 嚴島大明神 景比大明神

また一紙

又又一紙。

書面忍向股肱之侍にて近衛正慎と申もの有之、此者儀忍向取計候機密筋  
 専ら承知罷在候哉に相聞候付、昨年九月忍向當地逃去候後引續呼込一  
 と通相糺候得共、何事も更に不申立、舌を嚙切り、夫より發病養生中を



も種々手を盡し相糺候得共、覺悟を極め候體にて、終に一言も不申立  
 養生不ニ相叶、先達て相果候儀に有之、然るを以相考候ても、朝敵佛敵  
 之文言には、如何にも深趣意有之事と相聞申候。  
 此の如く京都町奉行小笠原長常は、附記してゐる。

### 第三章 忍向の最期

#### 〔一〕忍向の西下(一)

忍向擁護者

忍向即ち月照和尚の逃亡に付ては、實に一種の劇的光景であつた。而して近衛家の依頼に應じて、彼僧の擁護者として、其の責に任じたるは、實に島津齊彬の尤も信賴したる西郷隆盛であつた。若し月照にして此際京畿の際に彷徨したるんには、彼は梅田雲濱や、小林良典と、同様の運命に遭遇したるや必然であつた。否な此の運命は單に彼僧ばかりでなく、その擁護者たる西郷隆盛も亦た注意人物の一人であつた。而して彼僧の逃亡の始末は、其の隨行の僕、大槻重助の申口にて、尤も簡明に知ることが出来る。

大槻重助申口

丹州綾部在高津村  
 百姓 松平伴



十藏事

重

未二拾二歳

助

右之者吟味仕候處、左之通申立候。

一 此者儀昨年(安政五年)三月より、清水成就院忍向方え下男奉公いたし候

處、其頃より忍向儀近衛殿並青蓮院宮え日々罷越候付、此ものには何

用に候哉、更に相辨え不申候得共、始終供いたし罷出、右宮御家來山田

勘解由、伊丹藏人方えも折々忍向出入いたし候旨。

尤鷹司殿御家來小林民部並水戸殿御屋敷えも夜分度々忍向罷越、薩州

家來原田才輔方えも此もの折々供いたし罷越候旨。然るに昨年(安政五年)六

月頃に、一度忍向不快に付、近衛殿え不罷出儀有之、其節老女村岡え之文

箱、此もの持參いたし候儀も有之、右は一日之出仕斷敷と相察候旨。

尤忍向儀大體日々拂曉より支度相調ひ次第出寺いたし、前書近衛殿、青蓮

忍向活動

院宮を始、其外懸け廻り、多分夜更け候て歸寺致し候旨。

以上によりて如何に忍向の活動が目くるまじきほどであつたかと思ひやられる。彼は實に一身をもて、上は青蓮院宮家、近衛家等より、下は諸有志の間の

連鎖となり、聯絡機關として、其用を助めたるもの、様であつた。然るに事は急轉直下した。其間の事情は下記を見れば分明だ。

忍向西郷

一 昨今(安政五年)九月初旬、忍向儀當地逃去候以前、柳馬場錦小路上の鍵直と申宿屋にて、薩藩隱密方之由、西郷吉兵衛泊り居、其節忍向度々吉兵衛と出逢候得共、此ものには何等之密話に候哉、一向存じ不申旨申之候。

忍向西國下り

勿論其の密話の筋が、其の家僕輩は分る可き筈がない。

一 九月十日頃、忍向より此者え申聞候には、俄に用事出來、大阪並奈良邊え罷越候付、此もの供いたし可罷越旨にて、同夜三條寺町行當り書林竹原由兵衛と申者方にて、忍向此ものと兩人一宿いたし居候處、翌



一髮千鈞の危機

十一日朝前書西郷吉兵衛、並薩藩之者由有村幽齋(後齋、後に海江田信義)儀、右由兵衛方え罷越候付、忍向一同同道出立いたし、伏見表より乗船、大阪表え罷越、同所大月橋、甲斐屋町筋針佐と申薩摩屋敷上は中仕之由、右方にて忍向此者共一泊いたし。同月十三日頃西郷吉兵衛並有村幽齋、北條右門(原注 此北條右門儀、先年薩摩家來を浪人いたし、當時は福岡城下に罷在候由)同道、忍向儀大阪表出立、乗船にて追々西國筋え此者供いたし、如何之事とも相心得不申、無二何心罷越候處、長州下之關にて、忍向より初て此者え申聞候には、自分儀は關東之邪魔いたし候儀有之、何時被ニ召捕一候も難計旨申聞候儀を承り候而已にて、外に承候儀も無之。

以上は西國下りに就ての大略だ。此れは正しく此の通りにてあつたらう。京都より大阪へ下る途中、大阪より西國へ下る途中、其の虎口を脱したる一髮千鈞の危機は、固より法廷の審問以外のことなれば、此處に語る可くもなかつた。

【三】忍向の西下(二)

不審なる忍向所業

忍向の從僕大槻重助の申口は、尙ほ續いてゐる。

途中あゝて忍向所業此もの(重助)不審に存候儀は、圓窓之内に、地藏様の像五體有之、掛地(原注 幅壹尺五寸長間半程之もの)を、筑前にて始めて此もの(重助)見請候處、忍向儀此掛地を、朝より夜分迄も日々祈念いたし居候儀も有之、尤筑前福岡城下、北條右門方にて、忍向並西郷吉兵衛、此もの共暫逗留いたし、有村幽齋(後齋)儀は、先きえ歸國いたし候付、吉兵衛、忍向、此もの(重助)三人同道、右門方立出、筑前路にて、山伏雲海(平野二郎)と申者と一緒に相成、忍向儀同様、山伏に姿を變じ、追々忍び下り、其中吉兵衛には、豊前小倉にて相別れ、先きえ歸國いたし候に付、忍向並雲海、此もの同道追々罷越。

此れでは西郷とは豊前小倉で相別れたとも云ひ、又た月照、西郷、重助、福岡



なる北條右門方に滞留、而して三人同道出發と云ふ。如何にも辻褄の合はない話だ。

西郷の鹿  
兒島歸還

但だ事實は、忍向、重助は、西郷、有村、北條と、安政五年九月廿三日の夜大阪を發し、十月朔日赤間關に著し、西郷は薩摩老侯齊興の昨日小倉を發し、筑前に入るの報を得たから、忍向を、北條右門等に托して、其跡を趁うて去り、而して有村も亦た忍向等と相伴うて、三日筑前博多の北條右門宅に入り、更らに忍向を北條右門、藤井左門等に托して、翌四日鹿兒島に向て還つた。

忍向入薩  
を決す

忍向等は西郷の消息を待つてゐたが、鹿兒島の藩論は今や一變して、西郷も手の出づ可き様もなく、而して忍向等の身邊は、日に増し危殆を加ふるが爲めに、愈よ入薩に決し、北條は筑前の同志平野二郎に、其の護送を托し、此に於て忍向は静溪院の鑲水と變名し、南都一乘院門跡の使僧と稱し、平野には其の弟子、雲外房と名乗らしめた。

忍向鹿兒  
島著

終に薩州鹿兒島柳之圖子宿屋之由、俵屋助次郎と申すもの方え昨午(安政五年)

忍向西郷  
入水

十一月十日頃著、其後助次郎方より少し離れ候、名所不存貸座敷借り請、忍向並雲海、此者(重助)罷在候處、同月十五日夜九時頃、西郷吉兵衛儀、窃に罷越何歎忍向え密話之上、俄に支度相調ひ、同夜九半時頃(午前一時頃)出立、濱名不存、三町程脇海邊にて小船に乗、此者には、いづれえ罷越、何事之起り候哉、相心得不申、只々主人忍向に始終附添ひ罷在候處、最早船中には酒肴等設け置有之、則吉兵衛、雲海、忍向、此者四人、船頭三人之人數にて、酒宴を催し、一體忍向には、常々酒は相好み不申生質に候得共、此夜に限り、三四盃程も飲し、雲海、忍向兩人互に歌ひ罷在候處、追々夜も更て最早未明前之頃、忍向舷え罷出候處、續て吉兵衛儀も罷出、抱き付水中え飛入候付、一同相驚、船頭之もの、右飛入候場所え目印し之板一枚投込み置、帆卷さ下し候間に、船足早く貳拾間計、西之方え走り行候付、右船を猶又東之方え漕ぎ戻し、投込候板を目當に、夫夫海中相探り候處、吉兵衛、忍向、死骸浮上り居候付、船頭之者飛び入、



引揚げ候處、兩人共多分水を爲レ吐、柴杯をたき、灸治並種々療治致し候得共、養生不レ叶、終に相果候付、届にてもいたし候哉。其筋役方體之もの罷越、檢使之上、忍向死骸は薩州禪宗之旨、南林寺と申寺え丸桶に入、假埋いたし候旨。

吉兵衛死骸

吉兵衛死骸は、駕籠に乗せ、同人宿元え引取候由申立候付、再應相糺候處、忍向並西郷吉兵衛溺死いたし候儀は、相違無レ之旨、堅く申立罷在候。

右之通御座候付、此段申上候、以上。

未二月

小笠原 長門守

以上は大槻重助の申口即ち口供だ。大槻は果して西郷の溺死を信じたる乎。將た信せざるも、斯く申立てたる乎。何れにしても當時の幕府では、西郷を溺死者として取り扱うてゐたに相違あるまい。

【一三】投水餘波

島津家申告書

尙ほ薩摩島津家から、此の一件に付ての申告書は、左の通りだ。

京都東山清水寺山内成就院隱居

法性院 忍向

右者山城國醍醐三寶院御門跡御内靜溪院璃水（マ、）と申者、家來壹人下男壹人召列、肥後國より領内薩州出水郡阿久根村え著船城下町へ差越、家來、西郷三助儀、知音之由にて、用向有レ之、致ニ面會一度申越候處、去年十一月十五日夜、璃水旅宿え、三助差越、其夜日州之方え差越候由にて、領内隅州之内、贈喚郡迫村之内福山村と申所迄船雇入、城下より右三助俱乗組致ニ出帆候處、翌十六日曉、於ニ洋中一兩人共一緒に海中え飛入候付、乗組之者共漸く引揚致ニ介抱、本之通城下町え列歸、成行申出候付、早速

忍向西郷投水



事實構造

忍向捕方

やくめのものさしだし、療醫相附致ニ養生一候得共、璃水儀は無レ程相果、三助には、少呼吸通居候付、是又養生爲レ致候得共、同日夕相果、子細全相知不レ申、其外船中之者迄も及ニ糺方一候得共、不意に右通之次第にて、是以何も子細不ニ相分一段申出、死骸相改候處、溺死無ニ相違、璃水死骸葬方之儀、家來下男とも願出候付、假に土葬申付置候。

以上は全く事實を構造したるものにて、假名西郷三助なる、西郷隆盛の息を吹き復したることは、明白の事實、これを「同日夕相果」と斷言したるは、全く後患を免かるゝ爲めの方便であつたことは、固より云ふ迄もあるまい。

然る處松平美濃守殿(黒田長溥)盜賊方白石潤太、松尾平太兩人城下に差越、此方足輕之者え面會、右璃水主從三人足配相繫、爲ニ捕方一差越候付、都合向頼入候段、承届候旨、右足輕申出候得共、璃水儀は、右通死後之事故、形行申聞、死體見聞之上引渡、且家來下男迄も相捕候付ては、三寶院御門跡御内之者故、御届向之儀、致ニ示談一趣御座候處、右御門跡御

内之者に無レ之、實は京都東山清水寺山内成就院隱居法性院忍向と申者に、京都より御尋方相成、捕方に差越候得共、相果候付ては、死骸見分等に不レ及、家來者中途より道列之者故(此れは平野次郎のこと)御用無レ之、下男は爲ニ證據一列越度承届候旨申出候間、猶又下男及ニ糺方一候處、璃水は全偽名にて、右忍向と申者に無ニ相違一段申出候付、下男者右捕方之者共え引渡候段、國許家老共申越候。尤松平美濃守殿方えも及ニ掛合、此段御届申上候。以上。

未四月

松平修理大夫内

伊集院太郎右衛門

忍向覺悟

此の如くして、此の一件に關する薩摩對幕府の問題は片附いた。西郷隆盛を水死者として仕舞へば、兩者の間に、別に問題の殘る可き筈はないからだ。月照は豫て覺悟の上として、平野ももろに、初薩摩に入りし時、月照の言けるには、如何成事有とも、何様



の事も言間敷とは思へども、捕へられて嚴責を受なば、いか成言誤りか有て、宮又は近衛家の御煩ひを引出さんも覺束なければ、もし追捕逼らば同志の輩の手に掛りて、死を潔く遂させ玉へと云たることの有けるに、此度追捕強ければ、一まづ日向の方に立のかせ、彼方へ追捕の者を遣り抜かして、又引戻さんとのたくみ成を、西郷其事を頼もしく無く思ひ、旅宿にて斯る由申せば、極めて月照は首を延て介錯を乞けるを、然らば舟にて共に沈まんと約したるにこそあらめとなり。

忍向西郷  
兩心相照

以上は平野の所言を、其の同志者の一人、小河一敏の筆録したるものであるが、月照の平野に語りたる言は、信馮す可く、月照と西郷との談話は、平野の想像に出でたるものとして受取る可きだ。但だ要するに月照は固より京都を出づる時から、死を決してゐたものであらうし、西郷と彼との間には、不言の際に、兩心相照らしたるものがあつたに相違あるまい。

【二四】西郷隆盛の行衛

齊彬と隆盛との關係

西郷隆盛の島津齊彬に於ける、藤田東湖の水戸齊昭に於ける、橋本綱紀の松平慶永に於けると、其の關係、全く同一と云ふではないが、其の君臣相ひ合體して、其の機密に參與したる點は同一であつた。齊彬あり、西郷以て其の身命を抛つて、國事に奔走す可し。然も齊彬去りたる後の西郷は、是れ楫なきの舟と同様であつた。

西郷の近事

西郷の近事に就ては、其の親友吉井友實の語る所、能く其要領を得てゐる。戊午(安政五年)の年、友實大阪に在り、夏六月、西郷隆盛、江戸より薩摩に歸るとして、予が居を訪ひ語て曰、一橋家を西城に立つるの議に付、春嶽殿(松平慶永)より齊彬君への直書を持って還る處也と。兩三日滯阪して去る。七月返書を以て、又江戸に赴くとて、大阪に著す。一日友實も同伴して、大阪城代土屋侯の公用人大久保要を訪ふ。此時始て烈公始有志の諸侯禁錮せられたりと



聞く。隆盛麿城を發するの日、齊彬君密に隆盛に謂て曰、事成らざれば、他に一策あり、自ら闕に詣りて爲す所あらん。汝も亦臨機入京せよと。爰に於て隆盛東行を止め京師に入る。友實も共に上京せり。實に七月十三日也。

此の七月と云ふ月は實に異常の出來事頻出したる月であつた。四日には將軍家定が病死した。五日には尾州、水戸、福井及び一橋等をそれぞれ懲罰した。而して其の十六日には島津齊彬が病死した。而も此事は神ならぬ西郷や、吉井が固より豫期す可くもなかつた。

伏見に著し、文珠某の家に宿す。伊知地正治に會す。是又江戸より京師に入る者也。

十四日 上京 梁川星巖の三本木の寓居を訪ふ。頼三樹三郎、長州の諸生一人來會す(原注 後に聞けば、長人は大樂源太郎なり)。星巖曰、兼て關東へ間牒を出し置しに、不日井伊大老上京、主上を要して彦根に移し奉らんとの確報あり。

梁川星巖と會す

主上素より東遷を不レ被レ爲レ好、因て西國に遷幸あるべきか。又吉野へ御避あるべきか。折角評議最中也。猶春日潜州へも謀る積也。此際君等の上京、大に力を得たりと、實に切迫の勢、面色に顯る。而して星巖の凜然たる、大に感ずる所ありし。

此れは勿論訛傳であつたに相違ない。幕府の或る一部には、或は斯る意見を懐く者が全く無かつたとは斷言する能はぬが、さりとて井伊直弼及び幕閣に於て、斯る評定が出來るとは信せられない。

隆盛答て曰く、然らば吾輩も滞京して、應分の力を盡さんと、其夜伏見に歸り、隆盛終夜一封を齊彬君に贈る。(原注 是則京師云々切迫、故に東行を止め滞京する等の書翰也。其書鹿兒島に至るは、齊彬君既に薨去の後たりしとぞ)

同十六日再び上京、錦小路上の柳馬場鍵屋に止宿。井伊の上京を待つ。此際隆盛歌あり。

東風吹かば花や散るらん 橘の香をば袂につゝみしものを

隆盛詠歌



然るに如何の都合なりけん、井伊の上京も無く、追々日下部伊三治、勝野豊作等上京、各自盡力せり。然るに九月初旬、頼、梅田等縛に就き、月照は大阪に遁れ、梁川は死せり。友實始終、京阪の間に往來し、後大阪に還る。隆盛等繼で還る。

以上によりて、如何に隆盛が、上方に於て、有志家の間に奔走したるかを察す可きであらう。

虎口を脱す

當時月照が、幕吏に追跡せられたるばかりでなく、月照の保護を、近衛家より托せられたる西郷も亦た幕吏に追跡せられた。彼等兩人が西下するを得たるは、眞に虎口を脱したるものであつた。

投身の狀

尙ほ西郷と月照の投海に就て、吉井友實の語る所によれば、後日西郷の物語を聞に、月照に本藩(薩摩)の事情を吐露せしは、舟の甲板上にして、事の勢、茲に至れば、止ことを得ず、今夜覺悟有たしと云へば、月照は如何にも從容として、所思なく、死に就くこと歸るが如しと云へるさま、

眞に感歎する處也とぞ。又西郷は十六日の夕、七つ時頃(午後四時頃)人々介抱して家に歸れども、只眠るが如くにて、無言なりしが、其夜二更の頃、吉井に扶られて尿し、又元の蓐に返りて、漸く言葉を發し、己の紙入を見よ、月照の辭世あるべしと云に任せて、吉井濡たる紙入を披けば、辭世の歌ありしとぞ。(小河一敏著明烏)

其の歌は、

曇りなき心の月の薩摩濁沖の波間に頓て入ぬる  
大君の爲めには何か惜からん薩摩の瀬戸に身は沈むとも

西郷大島配流

尙ほ西郷隆盛は安政六年十二月晦日、藩命にて大島に流竄せらるゝこととなつた。此の如く天は不思議にも、西郷をして維新回天の偉業に貢獻せしむ可く、彼を幕吏の手より安全なる位地に保持するを得しめた。



### 第四章 魔手水戸に及ぶ

#### 【一五】 水府事情探聞書 (一)

井伊の探偵政治

井伊直弼の政治は、殆んど全く探偵政治であつた。彼の左右の手たる長野、宇津木の徒——別けて長野——は、何れも暗黒中に飛躍する者共にて、其の政治は殆んど皆な探偵の手から出で来りたる報告を、根本資料として施爲した。元來探偵政治は、徳川幕府の特色の一にして、必らずしも井伊直弼が、其の開山と云ふ可きではないが、然も彼が専ら之を使用したことは、何等疑を容れない。乃ち安政大獄の如きも、要するに探偵政治の暴露と云ふも、差支あるまい。井伊一派の目指したるは、水戸齊昭を中心とする一大陰謀團の存在だ。然も彼等は其中樞人物たる齊昭に就て、之を吟味するも、到底其の要領を得可からざるを知り、彼が手入れ先である京都を詮議し、且つ彼の周邊の者共より、更ら

井伊等の目あてはづれ

井伊側虎之卷

にそれと聯絡ある方面に手を廻し、のつびきならぬ證據を見出さんと勗めた。然もそれは何も思つた程の甲斐は無かつた。彼は遂ひに水戸齊昭の一大陰謀なる正體を突き止むることは出来なかつた。云はば全く徒勞であつた。我等は今茲にその所謂水戸事情探聞書なるものを一瞥する必要がある。何となれば、そは實に井伊側に取りては、六韜三略虎之卷とも云ふ可きものであるからだ。

齊昭腹心

水戸老公先年御蟄居之比、先代眞田信濃守殿(幸貫)御退役之後、水府之隱居は再び世に出すべき人には無レ之旨、毎々物語有レ之趣は、誠に名言之旨。此れは眞田幸貫の言を藉りて、齊昭を批判したるもの。素々老公不ニ容易ニ大望有レ之、先年藤田誠之進、戸田忠太夫は學術俊秀、才氣も勝れ、別て老公腹心に有レ之、内實御手許之用向は、萬事此兩人にて相勤、異船渡來之節々、其港邊探索等之義も、兩人之取扱にて差出し、夫々取調候事之由。



一橋慶喜  
愛著

養君の大  
望

此れは二田が齊昭の羽翼であると云ふ事。此れだけは間違あるまい。  
 儲又一橋殿には、七郎麿と申上候。砌より別て老公之御愛子、何事も七郎  
 七郎と被申、一橋殿御相續之上は、彌老公御奸計強く、御内存重分之様  
 なれども、流石に御養君之義、うかと御口外も無之、年來胸中にて是を巧  
 み、何となく御當主は闇主之様に被譏、一橋殿之御賞美、末頼母敷御處置  
 並なき名君之ごとく御尊有之候者、一橋殿御相續以來、別て甚敷、專  
 ラ御養君之大望有之候。折柄、繁々御登城之頃も、過し海防策之御議論に  
 不似合、萬事御控目にて、御役人の機嫌を取、伊勢守殿(阿部正弘)御勤中も、  
 傳來の御具足、其外品々贈進物有之、備前守(牧野忠雅)殿にも是また御仕向  
 有之、尤御控目之中にも、公邊御差支勝之義と御見込之節は、御議論強く、  
 御登城之上、伊勢守殿御面談御評決無覚束一筋は、即日御同人御口上を以、  
 海防掛御勘定奉行 兩人立會にて、罷出御逢を願、前書誠之進、忠太夫等い  
 つも取扱、御逢御用談濟之後は、御當主を譏り、一橋殿之御尊有之、意外

齊昭野心  
の證

之被下物等有之、御氣色重分に顯れ、一橋殿御自書杯御自慢被成御趣向  
 専らにて、詰り御大望より、事を左右に寄、都て之御處置、表裏反覆之よし。  
 海防筋之儀も、難ニ出來一事は強く、無闇に御役人を譏り、亦御役人之意に隨  
 ひ候時は、至て弱く、皆奸計之する處にて、其頃之御處置、此節に當り、  
 次第に御工風相募り候事のよし。  
 以上は水戸齊昭が、其子慶喜を將軍とし、自身其の後見となり、天下の政を  
 専らにせんとの野心に就ての證據として、引用したるもの、一部だ。固より此  
 れは色目次第にて、如何様とも判断が出来る。

京都入説に對する齊昭の辯

幕府の士某内話に曰、水府老公にて一橋君を將軍に御直し、御自身にて西丸へ御引移、御政事御  
 後見被遊度御内願にて、京師迄御周旋被遊候由。さすれば、御謀叛御同様と申由。

(親批)

本文、我等兼ての了簡をも不知、自分くの心に引くらべて推量して、夫を實事と思ひあやまるも



のなり。我等兼ての了簡といふは、松前蝦夷を一圓載て、右之警衛をして萬々代日本北狄の患をのぞかんが宿願なり。夫故天保午年（五年）より數度右之義をば願たりき。如何となれば、たとひ松前蝦夷一圓領地して、思ふ如く不三相成一時も是迄の姿なり。かく東照宮にて千辛萬苦遊レ遊候て大平に成たる天下を、我子を立、我後見として、此上よく治り様はなし。萬一にも亂さば、日光山への御申譯は無レ之、左れば功はなくして名を汚は近し。故に我が不レ好所なるを、小人等自分の心に引あて、了簡をするより、天下の政道行違ふなり。

安政五年十月廿五日

〔國事記〕

【一六】水府事情探聞書 (二)

將軍結婚の問題

尙ほ探聞書には、種々の臆測、風評を掲げてゐる。それは齊昭は、其子一橋慶喜を西城に入れ、やがて將軍たらしめんと欲する心よりして、將た薩摩と結婚其事に付ても面白からず、將軍家定が、島津氏を娶るを不是とし、その事に就て

閣老阿部正弘との經緯を、左の如く記してゐる。

齊昭止むなく承知

然る處其比老公専ら御登城、御勤中、伊勢守殿より、御相談之處、老公御不承知にて、伊勢守才氣に不似合、愚論を仕、薩摩守（島津齊彬）より多分之賄賂を受候哉。御再々縁之御沙汰相談有レ之、若君様御誕生之義は、御簾中様に限り候義も有レ之間敷、何逆右様之義を申聞候哉。拙者甚不承知之旨、餘人に被レ嘲、尙亦御不定之趣、薩摩守聞知り、老公えも莫大之仕向有レ之候由、其後老公亦餘人に御咄し有レ之候は、御再々縁之義、拙者素々不承知なれ共、年寄衆、一統之存寄も難レ消、無レ據同意之旨被レ申聞候趣、右は赤坂え之奸計（按ずるに此れば水戸齊昭が、紀州慶福が、將軍の世子たらんとする虞れあるを以て、豫じめ之を戕げんと巧みたりとのこと）的證も無レ之候得共。水府之模様無二心許、伊勢守殿（阿部正弘）前顯之一策、且又老公之奸計、一廉之障りより、彼是申拒み候處、莫大之仕向物に、老公之心中差當賄賂に迷ひ、水府、薩州と之間も和し、御同意有レ之候得共、其内實不レ快意味有レ之候事は、



島津齊彬  
の山氣

于今當り候由、風評仕候。上記は阿部が水戸齊昭の野心を絶つ爲めに、將軍家と薩摩との結婚を肝煎り、而して薩摩は自己の勢力を保持し、若しくは擴大せん爲めに、之を熱望し、齊昭も、亦た薩摩の賄賂にて、泣き寝入りとなつたとの意味であらう。

一 故松平薩摩守(島津齊彬、安政五年七月十六日長逝)は、當時御結合筋には候得共、大祿高位の人に不似合、才氣に俊れ候處より、下人に等しく山氣も有之、世才かしこく、球球國交易盛之よしにて、近年國富て上下有福に有之、西國筋其外之諸侯えも内實貸金等いたし、恩義を著せ、席中之權柄を取、同人之意に不隨もの少く、其他下賤に至り、金銀に心被奪候輩を手に附、公邊機密は勿論、世上之形勢、當世之景氣を胸中に貯、既當時の如く、御續柄格別之義に付、萬一外夷之騷擾は勿論、其他一方之要地を御任せ可然程之人には候得共、老公と之間柄、互に表は譏り合、内實近比同腹之由、種々引合有之趣に取沙汰仕候得共、双方之深慮如何様之内謀可有之も難計、京

齊彬觀察  
の不當

齊彬腹心  
か布く

師には、近衛殿其外之御縁邊、水府國許えも家來を差置、日下部伊三治之歸參、内實老公と之咄合にて、近比京地藏屋敷詰家來人數等相増し、奸計之取沙汰も相聞候由。既水府にても薩州は頼母敷杯、天狗連口々に申叫罷在、於國許一死去、可惜なれ共、却て天下平穩之時節に至、患を除く之一廉と、窃に物語候者も有之候よし。此の島津齊彬に對する觀察は、或る點に於ては、見當違ひと云ふ可き様であるが、概して其の要領を得てゐる。其の老公と互ひに表面相譏りて、内には握手したと云ふが如きは、全く事實に反すれども、齊彬は水戸齊昭には、毛頭敬服してゐなかつたが、一橋慶喜擁立には、頗る熱心であり、且つ眞面目であつた。其の金錢もて、人心を收攬したと云ふは、事實に反すれども、「公邊機密は勿論、世上之形勢、當世之景氣を胸中に貯」へてゐたことは、決して相違なき事實であつた。齊彬は當時未だ一個の海軍練習生の長たる勝海舟の如き、幕府の屬僚さへも、延いて其の腹心を布きたる程であつたれば、斯くある可きは、



勿論のことであつた。

【一七】水府事情探聞書 (三)

齊昭と正睦と

此れから水戸齊昭が、堀田正睦に對する不信用の旨を、阿部正弘に申送りたることを叙し、

其他本郷丹後守、石河土佐守之類、何れも取に足らぬ人物也、別て丹後守は、御側近に被ニ召仕一候人には無レ之杯、屢御沙汰も有レ之候よし。

と云ひ。更らに堀田正睦に就て、左の如く記してゐる。

一 備中守殿(堀田正睦)は、前條之通り、最初老公之意に相叶不レ申由の風聞は、其比より之奸計にも可レ有レ之哉。御役中水戸家えも被ニ相越一候よし、取沙汰仕、既大場彌右衛門を以、不ニ自立一様再三贈り物も有レ之。老公之奸

堀田評判

計筋打明し候事のよし。

此れは齊昭が、堀田を一橋派に賄賂もて、加擔せしめたと云ふ意味であらう。

亞人(ハリス)登城の比より、別て一つ橋御養君に心傾き、備中守殿之一言は、左衛門尉(川路聖謨)等之道具に成り、御用部屋御一同之思召杯也、終に被ニ引入一候者多人數有レ之候よし。

亞人登城も詰り拵ものにて、備中守殿之拙策、上京中も篤より水府の奸計にも可レ有レ之候得共、左衛門尉(川路聖謨)肥後守(岩瀬忠震)を、萬事腹心にいたし、却て彼地人氣を損じ、歸府後御養君一事に付、御同人先立御役を辭し可レ申趣之處、尙亦奸計も有レ之候よし、御役御免之後も、無益之勤勞、多分之金子を遣ひ、此上は樂を盡し可レ申杯相咄し、慎方宜程には無レ之よし風評仕。

此れは堀田正睦に對する評判、實に驚き入りたる誣妄である。

松平越前守(慶永)は、其比之御役人之道具に被レ遣、丹波守(土岐頼旨)肥後守

松平慶永に就いて



(岩瀬忠震)等辯舌に過、異人御取扱振、御養君、其外迄之機密を明し、一味に引入、諸家之扱向等、爲二骨折一候よし。當今に至り、越前守後悔、若氣の至り、不<sub>レ</sub>行届、内心に丹波守(土岐頼貞)を始、申勸め候者を恨み、決して向來世間之事には口外致す間敷と念慮を斷、十一二歳より十四五歳迄之童子を小姓に召仕、素より婦人は、側近に不<sub>レ</sub>置、相愼罷在候よしなれども、家來橋本左内等、中へ相立、種々奸計加り候趣に付、愼方も左も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉に風評仕。

以上は専ら松平慶永に對する探聞書だ。橋本左内の羅織を免れなかつた所以も、此れを見れば、自から首肯せらるゝ。

其他の探聞

以下安政五年十月廿七日、老中を罷めたる久世大和守廣周や、同じく安政五年六月廿三日に、老中を罷めたる松平伊賀守忠固や、又た安政五年七月六日に、若年寄を罷められ、差控を命せられたる本郷丹後守泰固や、側衆石河土佐守政平などに對して、種々の探偵報告を掲げ、轉じて川路聖謨に對して、左の如

く掲げてゐる。

川路に對して

一 川路左衛門尉は、老公之腹心藤田誠之進とは、鎗術之相門、無二之交りいたし、左衛門尉生來奸智に丈け、兼て水府へ取入心掛有<sub>レ</sub>之候處、誠之進之取持にて老公へ罷出、既奈良奉行勤役之頃も、老公御手製之御印籠等頂戴いたし、追々御懇之命を受け、其後日下部伊三治は、家來同様に差置、誠之進之扱にて、當分雇名目に召仕、公用向専ら取扱、伴裕之進は、左衛門尉供頭を勤、先年下田へ魯西亞船渡來之節も、左衛門尉、伊三治を召連、老公海防策之御趣意誠之進より伊三治受繼、左衛門尉も心得、應接其外之趣一々老公へ申立。

此れでは川路は全く水戸家の狗と云ふ可きもの。斯く見られては川路に取りては、當惑千萬であらう。彼は固より齊昭の知遇を被つたが、然も彼は如何なる場合でも幕臣たるを忘れなかつた。





〔二八〕 水府事情探聞書 (四)

聖謨齊昭の關係

探聞書は、尙ほ左の如く川路聖謨に就て記してゐる。  
 其後も都て左衛門尉より機密を洩し、素より奸公(水戸齊昭)心に叶、罷出候  
 度々別段之御逢等有之、萬事腹藏なく物語有之、數度頂戴物、御養君之内  
 意、實は左衛門尉には打明御内談も有之候儀と御沙汰 仕。同人素より御  
 取立、尙所欲を増し、最初より夫是奸計も甚敷、多くは同人之工風より御  
 役人を誑し、一味に引入候事之よし。既西丸御留守居被ニ仰付一候節、實は  
 姦智にて、自分と求、御養君之義、見込違之旨恐入、不相當之轉役は、備中  
 守殿(堀田正睦)其外と咄し合にて、奉願 候よし。當日隱宅待受之客にも  
 恐縮之體に、爲見懸、内實家來へは僅之辛防、無程再勤可致など申聞、  
 如何にも可憎は同人之處置。最初より水府之奸計に組し、諸人を誑し、事  
 を求め、上京之節も、備中守殿之腹に成、兼て水府之京師姦計も乍存、

御養君之内事を差含罷在候哉に風評 仕。此度之一事に加り、多人數之  
 中にて姦人と、追々世上之人々申憎居候よし。  
 此の如く川路聖謨も、井伊側探偵者の眼中では、實に箸にも棒にもかゝらぬ姦  
 物だ。

土岐頼旨

頼旨の人

一 土岐丹波守(頼旨)は、年來備中守殿(堀田正睦)とは、無二之交り、先代  
 土岐豊前守御側勤之節、丹波守之吹擧にて、備中守殿には、格別之恩義も  
 有之、御役中其意味を早く、跡部甲斐守聞知り、當下野守(土岐朝昌)之轉役  
 は、丹波守勿論、表は甲斐守(跡部良弼)等之取持にて、備中守殿兼て之見込  
 に叶、結構轉進罷成候もの、由申者も有之、右は不取留一事にて、風聞  
 有之候義には候得共、御養君之一事、丹波守より下野守へ申勧め、内實  
 同意いたし、亦下野守より甲斐守へ勧め、一味にて、其後體能連中を通れ  
 候様子に表を見せ掛、其外同人之心體表裏反覆にして、奸智にかしこき人  
 と沙汰 仕 候 將亦丹波守義は同様姦才にて、御養君之義は、一味に先立



ては備中守殿より之内命も有之趣之よし。其身見込強き處より、左衛門尉(川路聖謨)肥後守(岩瀬忠震)等之意に被引込、見込違之趣意を働、心體不之由申沙汰し候。當時世上の様子を聞き、恐縮罷在候様子之由風評仕候。

何れも疵

以上にて土岐頼旨、土岐朝昌、跡部良弼何れも皆な疵物となつた。要は彼等が一橋推戴説に加擔したるが爲めだ。

永井鵜殿

一 永井玄蕃頭(尙志)、鵜殿民部少輔(長鏡)は、素々人々になつみ安き持前有之、民部少輔(長鏡)は、御目付にて筆頭、萬端御取用有候義、慢心いたし、兩人共御養君之一事に加り、別て民部少輔は相働候得共、格別思慮もなく、一味いたし候もの候よし。

岩瀬肥後

鵜殿、永井も、其罪輕きも亦た養君推戴の連坐者たるを免れない。一 岩瀬肥後守(忠震)は秀才に任せ、萬事書生風にて、御作法を亂し、伊勢殿(阿部正弘)御役中格別御取用ひ宜、其機に乗じ、諸事海防筋之義、其外共取

津田半三郎岡部駿河守

計、御同人御死去之以前、肥後守も誠之人には無之旨御心付有之由。然處尙亦備中守殿に深く取入、左衛門尉俱に備中守殿之腹心に成り、諸侯其外へも公邊機密を洩し、其他在勤之節も、平山謙次郎を腹心に致し、尤不審之事共多く有之候よし。實に至誠之志に乏しく、御養君之一義も差含、一味之先入にて、同役其外之者を勸込、津田半三郎、岡部駿河守を始、勢に恐れ同意いたし、別て半三郎は同腹のよし。既に備中守殿御役中、民部少輔(鵜殿長鏡)に被仰渡候御用之筋不ニ相分候得共、同密御用にて御小人目付貳人(金田豊三郎、佐藤直次郎)京地並播州兵庫邊へ被ニ差遣、右御用彼地並道中筋取調、備中守殿御役御免、民部少輔は駿河町奉行に轉役相成候旨。右御小人目付兩人歸府之上、岩瀬肥後守筆頭に付、取調書指出候處、備中守殿は御役御免、上も替り候間、如何様にも被成、書面短薄に取縮差出候様申渡し候は、不都合之申分にて、右は其頃之御時勢、同人も身分不首尾を必定之旨口外いたし、拙者も不遠、轉役可致杯申聞。其身胸



中に被<sup>レ</sup>巧<sup>ク</sup>候<sup>ニ</sup>如何<sup>ノ</sup>之處<sup>ニ</sup>置<sup>キ</sup>相<sup>働</sup>候<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>哉<sup>、</sup>薄<sup>氷</sup>を踏<sup>ミ</sup>身<sup>分</sup>と屢<sup>ニ</sup>懇<sup>意</sup>之<sup>も</sup>のえ相<sup>咄</sup>し、部<sup>屋</sup>住<sup>之</sup>儀<sup>いた</sup>し方<sup>も</sup>無<sup>レ</sup>之<sup>、</sup>按<sup>摩</sup>を取<sup>リ</sup>候<sup>事</sup>は、壯<sup>年</sup>より仕<sup>覺</sup>、無<sup>レ</sup>程<sup>樂</sup>に成<sup>リ</sup>、諸<sup>方</sup>遊<sup>歩</sup>行<sup>可</sup>レ<sup>申</sup>杯<sup>、</sup>御<sup>役</sup>威<sup>にも</sup>有<sup>レ</sup>之間<sup>敷</sup>事<sup>共</sup>、人<sup>目</sup>をも不<sup>レ</sup>憚<sup>申</sup>觸<sup>らし</sup>、同<sup>人</sup>之<sup>持</sup>前<sup>には</sup>候<sup>得</sup>共<sup>、</sup>如何<sup>にも</sup>薄<sup>量</sup>之<sup>人</sup>と、其<sup>頃</sup>申<sup>沙</sup>汰<sup>し</sup>、越<sup>前</sup>守<sup>(松平慶永)</sup>は勿<sup>論</sup>諸<sup>侯</sup>え對<sup>し</sup>、辯<sup>舌</sup>に過<sup>ぎ</sup>、備<sup>中</sup>守<sup>殿</sup>腹<sup>心</sup>之<sup>中</sup>にて、左<sup>衛</sup>門<sup>尉</sup>、肥<sup>後</sup>守<sup>は</sup>、京<sup>地</sup>へも罷<sup>越</sup>し彼<sup>是</sup>取<sup>計</sup>過<sup>候</sup>事<sup>而</sup>已<sup>多</sup>く有<sup>レ</sup>之<sup>、</sup>水<sup>府</sup>之<sup>引</sup>合<sup>有</sup>レ<sup>之</sup>候<sup>得</sup>共<sup>、</sup>手<sup>續</sup>之<sup>的</sup>證<sup>も</sup>無<sup>レ</sup>之<sup>、</sup>當<sup>時</sup>案<sup>外</sup>結<sup>構</sup>に進<sup>み</sup>、表<sup>は</sup>苛<sup>察</sup>に取<sup>廻</sup>し罷<sup>在</sup>候<sup>得</sup>共<sup>、</sup>内<sup>心</sup>恐<sup>縮</sup>の由<sup>風</sup>評<sup>仕</sup>候<sup>。</sup>記<sup>して</sup>此<sup>に</sup>至<sup>れば</sup>、幕<sup>末</sup>の秀<sup>才</sup>岩<sup>瀨</sup>忠<sup>震</sup>も亦<sup>た</sup>可<sup>憐</sup>生<sup>と</sup>云<sup>は</sup>ねばならぬ。其<sup>の</sup>探<sup>聞</sup>書<sup>中</sup>、一<sup>部</sup>屋<sup>住</sup>の身<sup>、</sup>按<sup>摩</sup>にても取<sup>り</sup>て、遊<sup>び</sup>歩<sup>行</sup>かん<sup>の</sup>一<sup>句</sup>の如<sup>きは</sup>、正<sup>しく</sup>岩<sup>瀨</sup>其<sup>人</sup>の口<sup>吻</sup>を活<sup>躍</sup>せしめてゐる。此<sup>等</sup>は虚<sup>實</sup>混<sup>淆</sup>の中<sup>に</sup>ありて、實<sup>に</sup>幾<sup>き</sup>ものであらう。

岩瀨また可憐

【一九】水府事情探聞書 (五)

平山謙次郎

探聞書は轉じて、岩瀨忠震の配下平山謙次郎に及んである。  
 一 御書物奉行平山謙次郎は、奥州三春邊出生にて、少敷學術も有<sup>レ</sup>之<sup>、</sup>先年小普請方吟味役手傳岡田甚平方へ便り參り、同人奥御右筆竹村七左衛門と由緒有<sup>レ</sup>之<sup>、</sup>同人方用人同様食客にて、經書杯講じ、謙次郎素より才氣も有<sup>レ</sup>之<sup>、</sup>七左衛門之世話にて、平山家へ養子入、妻は七左衛門血縁之よし。一體謙次郎表は朴突にて、内實姦智に丈<sup>け</sup>、學術も宜<sup>程</sup>には無<sup>レ</sup>之<sup>候</sup>得<sup>共</sup>、一廉御用立、御徒目付之節、肥後守之腹心にて、萬事内命を受<sup>け</sup>、夫是機密之談判いたし、同人追々結構にしたがひ、世間も手廣、さまぐの者と交り、御玄關番永井藤左衛門(原注 此もの越中富山出生、御當地へ罷出、御小人の明株へ入、追々身上向相應にいたし、手廣金子を貸出し、生質強性にて、表は柔和に相見、謙次郎へ懇意にて、金子を貸付ある由。藤左衛門内實近比病死之由)より加州、越前家へ取持、又藤左衛門次男御小人



目付吉岡元平(原注 當時外國方定役元締)謙次郎に附屬いたし、蝦夷地、長崎、京都、下田等、其外之御用に、必元平を召連れ、年數も無之處、遠國御用度相勤 候廉を以、御普請役格に被仰付、尙元平身分藤左衛門より、謙次郎へ深く頼込、右に付同人藤左衛門を頼、越前家へ内々にて立入 候は、肥後守(岩瀬忠震)承知にて、橋本左内とも懇意いたし 候よし。其外鈴木藤吉郎とも厚く交り、相互に内々立入、都て肥後守之一體にて、種々内心に奸計を巧、在京中も彼地懇意之者を遣ひ、關東之極意を明し、彼より事を破り候義も有之趣、肥後守より越前家へ之用向、謙次郎受繼、内通いたし 候事之よし。轉役之以前も、互に顔色を變じ、何歟物騒敷體に罷在 候は、内事差纏れ 候義を、周章 仕 候義哉、于今心中不穩様子にて心配罷在 候 景色之よし。

岩瀬肥後失脚

以上は平山謙次郎を主とするも、其の目的は岩瀬肥後守にあり。當時岩瀬は外交上、殆んど唯一の必須人物にて、流石の井伊も、當初から岩瀬を面白からず

森山多吉郎

思ひつゝも、當分其の必須の爲めに、彼を放逐する能はざる次第であつたが、遂ひに安政大獄の波瀾は、此の有用の人材をも漂はし去らざる可からざるに至つた。彼は安政五年九月五日外國奉行より、作事奉行の閑職に轉じ、更らに安政六年八月十六日、「思召有之、御役御免、家督も被下間敷、謹慎可罷在旨」老中役宅にて申し渡されたことは、如何に彼が、井伊側からの憎惡を受けたる程度の過甚であつたかと思ひやらるゝ。探聞書は更らに進んで、下田奉行支配役並の森山多吉郎に及んだ。多吉郎は即ち彼理提督來航時代の森山榮之助だ。然も多吉郎の内行などを暴露したるは、所謂敵本主義にて、其の目的は決して一個の多吉郎ではなかつた。其實は斯る不都合なる人物を用ひたりとて、川路、岩瀬等を中傷せんとするの資料に過ぎなかつた。

右様之人物は、海防懸り之面々存、左衛門尉、肥後守、其外之者取用ひ、亞國其外之趣意増長いたし 候を、老公(水戸齊昭)にも表に是を患ひ、内實奸



思ふ存分の捏上げ

計も深く有之候事之由。

此の如く水戸齊昭を中心として、攘夷派、開國家に論なく、皆一味の奸計もて、互ひに相ひ聯絡し、容易ならぬ陰謀を企てゐたるものとして、一切の事實、風評、想像を湊合し、それぞれ思ふ存分に捏ね上げ、遂ひに陰謀派を一網羅し盡くすの大芝居を打ちたるものにして、其の結果や實に寒心に堪へざるものが出來上つた。

諸侯の心幕府を離る

安政六年二月二十四日、室賀美作守（駿府城代より）側衆となり、酒井隱岐守（小性組番頭より）外國奉行となり、外國奉行永井玄蕃頭は軍艦奉行、井上信濃守は小普請奉行に轉ず。目付加藤正三郎外國奉行となる。永井、井上二人は岩瀬と同じく、外人に應接し、皆器識才幹あり。是を以て井伊の爲に憎疾せられ、其水戸黨と云ふを以て之を退くる也。（註略）二十六日松平土佐守幕府の内諭を以て隱居を請。此日之を許す。土佐守は嘗て書を三條殿に通じて議請する所あるを以て也。土佐守は松平越前守、伊達遠江守と謀り、賢長を立て、西城とし、以て内外を匡救せんとす。深く幕府の衰頹を憂へて之を挽回せんと欲する也。而して今や却て罪を幕府に得。是より大名皆心を幕府に離し

各自立の心あり、「安政紀事」

〔1107〕水府事情探聞書（六）

昭和六年三月十五日午前五時、病の爲めに、東京木挽町南病院に在り、此稿を續く。

去丑年（嘉永六年）魯西亞使節長崎へ渡來、筒井肥前守、川路左衛門尉、應接爲御用罷越候砌、伊勢守殿御差圖にて、老公へ罷出、御内談數刻におよび、御儀別として御手自肥前守へは御脇差、左衛門尉へは、御大小を被下、外國條約應接方之義、彼是御配慮之御内談有之候風聞も、世評の通り、詰り反覆之御處置にて、尤其後備中守（堀田正睦）再勤之後、大に御内心不平も、

齊昭と筒井川路



川路等の  
齊昭などの

一橋慶喜  
の英發

老公年來  
の奸計

老公大望  
成就の結

表は貿易と決し候見込之者は、傍若無人に申議り、備中守殿、伊賀守殿  
 (松平忠固)は、兩人退散爲致候はずば逆も難治杯、毎々口外有之由なれ共、  
 其已下に有左衛門尉等、厚く老公の見込を受繼、其他海防之もの共働、亞人  
 之官吏(ハリス)を事大(原文のまゝ)江戸え出府之御治定後、老公大に御不承知御  
 難題ケ間敷事共被仰立候よし之處、備中守殿を始、掛り之者共當惑い  
 たし、左衛門尉工風にも可有之よし、同人并御目付一つ橋殿へ罷出、御取  
 扱を願、老公心和らぎ、親は子に勝れぬものと一橋へ被任せ、事よとま  
 り、左衛門尉其外、御使に罷出候ものへは、陣羽織に可仕と之御沙汰  
 にて、御手自能御装束を被下、此節御役人方一層一橋殿を奉尊崇候氣  
 分を増し、御一策のよし。  
 以上は概して事實としては、間違ない。齊昭は松平忠固は勿論、堀田正睦をも  
 其の再勤には、不同意であつた。而して筒井、川路に長崎行の餞は勿論、川路  
 等のハリス一件にて、齊昭へ面會の際、極めて不首尾であつて、それを一橋慶

喜が取成し、その勘忍分として一橋から能装束——一橋治済の使用したる——  
 を陣羽織にせよとて手から贈りたる次第であつた。要するに當時の一橋慶喜は、  
 宛も鶏群の一鶴として、實に光つてゐた。何人も彼に接觸する者は、其の才氣  
 英發に打たれないものは無かつた。  
 御養君之義は、老公年來之奸計、左衛門尉(川路聖謨)丹波守(土岐頼旨)肥後守  
 (岩瀬忠震)民部少輔(鶴殿長鏡)玄蕃頭(永井尙志)頻に御養君之評論を立申勧め、大  
 目付御目付御勘定奉行、其他之御役人半は、右等に同意之由。  
 此れは事實其の通りであつた。但だ之を以て齊昭の奸計と云ふは、恐らく平允  
 の見ではあるまい。  
 畢竟其身後榮を量り、其頃之姿に、永く勢を取、權柄恣に可致、私欲より  
 事を計らひ、老公之奸人、凡銘々之見すへも有之、老公御存命にて、萬一一橋  
 殿御養君被仰出候上は、天下之大亂にて、老公之大望成就之上は、二丸へ御  
 移り、御後見にて、御政事を取可申程之御見込も有之候義を、徒黨いたし、丹



波守、左衛門尉其外之身分にあづかるべき評論にも無<sup>レ</sup>之、乍<sup>レ</sup>恐先君をないがしるに成し奉<sup>リ</sup>候、心體、御政事にも拘<sup>リ</sup>候、人々、實に君臣之大義を失ひ、御爲を存じ過し、見込違も事品に寄可<sup>レ</sup>申と風評、仕、追々右等之祕說世上へも何となく相洩れ候、折柄、肥後守(岩瀬忠震)外國奉行之上、當御役(安政五年九月五日、御作事奉行に轉任)に轉じ、一同驚き、内實同席は勿論、其他之御役人、且勤向之衆、更に御懷合も不<sup>ニ</sup>相分、肥後守の結構難<sup>レ</sup>解、竊に不平を抱き罷<sup>レ</sup>在候よし。當六月中井上信濃守(清直)岩瀬肥後守、於<sup>ニ</sup>神奈川-亞墨利加條約調印いたし、使節へ相渡し候趣には候得共、實は其以前調判も相濟居<sup>リ</sup>候を、同所にて遣拂を立、尤此義は内密掛<sup>リ</sup>合之者も有<sup>レ</sup>之、祕密之事と申者も有<sup>レ</sup>之よし。

岩瀬等の心事

岩瀬等の心事は、唯だ賢明なる將軍にあらざれば、此の難局の中心人物には不適當との一念であつたらう。何事も色目で見れば、如何様にも判断は出来るものであれば、其のあらを探偵するを専務とする者の目には、上記の如く映する

も致し方はあるまい。

【三二】 水府事情探聞書 (七)

探聞書の眼は八方を睨み廻しつゝあるが、其の中心點は必ず水戸齊昭其人に存した。

一 老公兼て之計策、京地引合は勿論、諸侯をなづけ、其他此程御詮議に相成候もの共、老公一橋殿を御養君に成し、二丸亦は西丸へ被<sup>レ</sup>移、御後見にて御政事を取、萬一御成就之上は、當時老公方面々御供に付、昇進眞之當り杯と之見込より、武田修理、岡田信濃守、安島帶刀(原注 帶刀娘は、一橋殿御召使のよし、別て御養君の義に付、骨折候よし) 其外之奸臣、深く姦計を巧み、豊作(勝野正道、臺山) ごとき者も、皆私欲より一味いたし、不<sup>ニ</sup>容易一事共を企、日



下部伊三治、藤森恭助(淳風號天山)は、水府へ關係より、諸家之上書を多く  
扱、老公へ相談、同人之見込に任せ、取計候よし。

此の如く當時の所謂志士、何れも皆な姦謀の徒黨として、逐一閻魔帳に登録  
してゐる。

廣瀬達太郎

當時大阪町奉行、一色山城守長屋に住居、稻葉長門守儒者、亞墨利加總記を  
著述いたし候廣瀬達太郎は、學力も有之、岩瀬肥後守と懇意にて、同人之  
世話をもつて、山城守え相頼み、長屋に差置、御徒目付新見蟻藏とは、別懇にて、  
平山謙次郎にも深く交り、謙次郎都て達太郎之力を借り候由、同人肥後守、  
謙次郎等に深く交り候ものに付、奸計之義も可有之哉と深量仕候  
處、定て意味合も可有之候得共、取留候儀も無之よし。尤山城守義  
は、御目付之節、専ら肥後守に隨ひ、近頃續に相成、御養君同意之者之よし、  
風評仕候。

岩瀬の目

廣瀬の著述亞墨利加總記は、岩瀬の序文もて、當時刊行せられた。岩瀬などは、

唯だ日本を開國し、大いに積極的の政事を爲さんとの意氣込以外に、惡謀姦計  
などある可きものではなかつた。

中井輕藏

亦伊三治之附屬人多く有之候得共、當時外國奉行支配調役中井輕藏義は、四  
五ヶ年前黒鍬之明株を求め、其以前寄合羽倉外記にも罷出。伊三治には格別  
之恩義にて、同人左衛門尉(川路聖謨)其外禁裏附大久保右近將監(忠寛)とは、  
格別に深く交り、近頃右近將監漢學歌學は、伊三治に相談いたし、同人御目  
付之節も、萬事伊三治之見込を以、取計候義も有之候よし。  
右に付伊三治より右近將監に相頼、中井輕藏黒鍬より御臺所番に成り、其後  
火之番、引續御徒目付にて、直に海防懸を勤、纔に貳ヶ年に不満、身分も進  
み、海防掛之局に入候は、伊三治奸計道具にいたし候ものよし。輕藏  
より伊三治え、公邊海防之機密相洩し候義に有之候よし。然處當分之  
御時勢に恐れ、輕藏義伊三治は知らざる人など申居候よし。  
大久保忠寛は、寧ろ井伊側に近く、その爲めに井伊に拔擢せられて、安政五年

大久保忠寛の失脚



五月二十日駿府町奉行より、京都禁裡付となり、安政六年二月二十六日には、京都町奉行に轉任した。然るに彼は其の公平實直の爲めに、却て長野義言等に讒せられ、同年六月二十四日には、西丸留守居の閑職に左遷せられた。以下一橋慶喜に付ての風聞だ。

一橋慶喜風聞

一 一橋殿御事、奥坊主にて、名前不知、或日御前被罷出、御紋付御肩衣を被下候よし。差當り身分不用之御品、可相成は速に用立候品頂戴いたし度旨、申上候處、いづれ無程著用可爲致印として差遣候間、仕廻置可申旨御沙汰有之、頂戴いたし、罷歸り候もの有之よし。  
一 一橋殿六月廿日之頃、上野御參拜之御歸り、湯島靈雲寺へ御立寄相成、太元帥明王御拜禮有之、御歸館之由。  
此れは一橋慶喜が、將軍家茂を調伏にてもするかの如く、一橋殿御參詣は、所の者も不覺、近頃珍らしき事と、其頃申沙汰し、御願意不ニ相分一候よし。

井伊側の色目鏡

と故らに報じてゐる。抑も此の風聞書は、安政五年十一月附のものにて、先づ此れを見て、如何なる色目鏡もて、井伊側が、水戸齊昭其他の反對側を觀察しつゝあり、而して此れが爲めに、安政の大獄が、案外の方面までも展開し、進轉したるかを知るに於て餘師あらむ歟。

【三三】 江戸に於ける志士の逮捕

逮捕連續  
井伊直弼の手は、京都と江戸と双方に向け、殆んど同時に志士逮捕の爲めに動いた。安政五年九月七日、梅田雲濱を京都にて逮捕したるを手初めとして、九月十八日には鶴飼知信、知明父子、二十二日小林良典を、而して爾來年末に至る迄、相ひ連續した。而して江戸に於ては、九月十八日幕府旗本の士曾我權左



衛門家臣飯泉喜内の逮捕を手初めとして、二十七日日下部伊三治を逮捕し、十月四日旗本古賀謹一郎家臣藤森恭介に及んだ。日下部の捕縛せらるゝや、勝野豊作(正道)は其禍の身に及ばんとするを覺り、其の手記、文書を焼き捨て、脱して水戸藩邸に投じ、大野謙介の家に匿れた。やがて捕吏は、其妻及び二子正倫、正満を拘執し去つた。

日下部召出し

昨夜(九月廿七日夜)日下部伊三治事、幕府へ召出しに相成、幕吏直に踏込参り候間、走路無之罷出申候。勝野豊作(正道)は出奔致候事に候。(鈴木大日記) 尙ほ鈴木大日記、九月二十九日の項に曰く、

昨夜鮎澤(伊大夫)より歸候節、一寸海保(帆平)へ立寄、此夜長谷川宗衛門(惣衛門秀驥)事、海保宅より、御國(水戸)へ下り候。騷ぎの處に候ひき。直様歸宅候處、跡を被レ付、今朝より宿邊可レ怪警あり。蓋し長宗之伴坏と見候事にも候はん歟。

勝野等の警戒

とある。長谷川は、讚州高松の志士にて、亦た一味の志士であつた。當時水藩

の有志は、其の同志たる勝野正道(豊作)、櫻真金(任藏)、日下部翼(伊三治)藤森大雅(恭介)等に切迫せる事情を報じて、其の警戒を勧告した。左に掲ぐるは、原田成徳の勝野正道に與へたる一書だ。

原田成徳書狀

愈御安健奉賀候。然ば去ル十八日(安政五年九月)于海(鶴飼)父子暑支臺(所司代)へ呼出しにて罷出候處、其ま、留置に相成、模様一切不ニ相分候旨、一昨夕(九月二十四日)四日切にて内々申來候。尙又昨日山貞(山本貞一郎)と申もの、妻娘、市尹へ呼出しにて留置と相成候趣、内々相聞へ申候。尙又御沙汰書調處小吏何某(飯泉喜内?)も就縛、是又追々桂枝(京師)へ音信の疑心と申事、右様之釣合にては、此上追々連及候半、第一貴兄御危く候間、早々爲ニ御知一申候様、芒(茅根伊豫之介)始心配いたし候ニ付、丈夫の人物見立、一書如レ此ニ御坐候。何分御書さもの等、御用心第一と奉存候。尤御如才は無レ之事ながら、老婆心切御恕可レ被下候。

茅根の警戒

されば勝野の逃亡も、此の豫備知識あつた爲めであらう。尙ほ茅根彼自身も亦



た深く決する所あり、左の一書を、其の友人金子教孝、野村鼎實に與へてゐる。方今主上聖明、鳳詔を東藩に下し玉ふ。然るに幕府有司我兩公（齊昭、慶篤）之精忠を不奉察、猜疑日に甚しく、鍛鍊羅織至らざる所なし。鶴飼知信父子、既ニ下獄之聞へも有之候間、只今幕吏之手に觸れ不可然文書類取集め、此筐中に納め置候なり。泰身上不慮之儀有之候節は、御一覽之上、長谷川作十郎へ御渡可被下候。他日豚兒熊長成之時ニ至、若能繼述之力御座候はゞ、其節返しくれ候様、長谷川生へ御傳達ニ致度候以上。

安政五年 戊午九月廿五日

茅根 伊豫之介

秦 花押

未だ水藩  
要路に及ばず

金子孫二郎様  
野村彝之介様

然も幕吏の手は、未だ猝かに水戸藩要路の士には及ばなかつた。茅根泰は斯く

日下部勝  
野模様の

決心はしたものの、彼は此際は免れ、翌年（安政六年）四月評定所に召喚、審問せられ、同五月遂ひに囚繫せられた。然も如何に當時の形勢が、日一日と險惡に赴きつゝあつたかは、如上の記事に就き思ひ知らるゝ。

〔三三〕 幕府の手漸く水戸に薄る

九月廿七日、日下部伊三治逮捕及び勝野豊作搜跡の模様は、茅根伊豫之介が在水戸奉行に寄せたる書中に詳かだ。

拜啓鶴飼父子揚り屋入之儀、金兄（金子孫二郎教孝）ニは御承知との儀、扱又昨夜（九月廿七日）松平泉州（原注 御用番なり）指圖之由にて、日下宅え大勢押込、町奉行所へ呼出し、尤留主居へ達有之候事と相見へ、薩之留主居立花直記付添罷出候よし。其跡へ又々別留主居某、町方之與力ニも候哉、數人一同



二罷越、書付類搜索持參致候よし。併京師手掛之書は無之と申候由。  
(原注 前日より用心致候故、格別の書付は有之の間敷被<sub>レ</sub>存候)今日 彌揚り屋え入候由、  
 扱々可<sub>レ</sub>憐事に御坐候。將又勝野宅えも、今日幕吏卒罷越候て、書付類搜  
 索致し、阿部家之方迄尋候との事(原注 但勝野は此節留主之由、在宅なれば召捕候  
 事と相見候) 何れとも慘毒極り候處、京師之御勢は容易ニ挫ケ候事は  
 有<sub>レ</sub>之間敷候。

斯くは云ふもの、京都の勢は、其實大いに挫けて來たことは既記の通り  
 だ。(參照 安政大獄中篇)

水戸の警

然所右ニ付水(水戸)ニて京之尻押云々、羅織之手段と相見候間、不日ニ  
 如何なる事暴發も難計との説行はれ候所、文網繁密之世界、油斷は不<sub>レ</sub>相  
 成候へ共、前件鶴(鶴何父子)并日下(日下部)云々等ニて、又々騒立候様ニ  
 ては、尙々何か引張有<sub>レ</sub>之様相見へ、益彼の術中ニ落入候事と被<sub>レ</sub>存候  
 間、何分鎮靜、隱然力を蓄へ居候様仕度ものと奉<sub>レ</sub>存候。此廉ニて、

幕府太宰  
木村を出  
させんとす

再發大舉相成候様ニては、必以之外と存候間、篤と御申合被<sub>レ</sub>下候  
 様致度云々  
 此れにて如何なる影響が、水戸人士に及ぼしたるかを知る可きであらう。而し  
 て幕府は、矢繼早やにて、十月三日、水戸藩に命じて、太宰清右衛門、木村三  
 穂介を、町奉行所に出さしめたが、水戸藩からは翌四日、兩人の不在を以て答  
 へた。

- 小野整三郎組御徒柴山範之助地借
- 水戸殿家來
- 太宰 清右衛門
- 同人方同居
- 水戸殿領分郷士
- 木村三穂介

右兩人備後守殿(老中太田資始)依ニ御指圖、御吟味之筋有<sub>レ</sub>之候間、早々召連



人指添、其役所へ指出候様、昨夕御達之趣、其筋役場より達ニ付、早速  
 當人共呼出申遣候處、折節留主中之趣ニ付、出先をも爲承候處、  
 行先不ニ相分、昨夜も歸宅不ニ相成由、一體國許人別之者ニ候處、用向有  
 之、暫く御府内借地致し罷在候處、若や當節國許へ罷下候事ニも可  
 有ニ御坐候哉。依御府内尋方をも申付、國許へも早速申遣候事ニ御坐  
 候。勿論見當次第早速出可申候へ共、前件之通ニ而、延引ニも相成候間、  
 其内御猶豫相成候様致度、及ニ御達置候様、役人共申聞候。依而此  
 段云々。

午十月四日

水戸殿小十人目付

塙清之允

漸々水戸  
に及ぶ

此の如く幕吏の手は、漸々と水戸に及びつゝあつた。日下部伊三治も、其實は  
 水薩兩屬の士であつた。彼の父は薩摩の侍にて、水戸に寄寓し、彼の時に至

水藩士の  
氣勢

りて薩摩侍に復歸したるもの。勝野豊作も、水戸には淺からぬ縁故があつた。  
 彼は日下部と相ひ前後して、京都に赴き、賜勅一件に周旋したるもの。太宰、  
 木村は正銘の水戸者。而して十月四日、町奉行所に拘致せられたる藤森恭介も  
 亦た水戸とは、極めて深密の縁故あるもの。されば茅根輩が、就縛の覺悟（參  
 照二三）をなしたるも、決して大早計とは云ふ可きものであるまい。  
 然るに親の心子知らずにて、水戸一藩の有志は、誰彼の差別を問はず、何れも  
 暴發して、いざと云はば、江戸へ押し上らんとする氣勢を示しつゝある。是れ  
 實に薪に油を洒ぐものにして、在府水藩當局の心配大方ならざりしも、良とに  
 所以ありと云はねばならぬ。

【二四】藤森恭介の拘致



藤森恭介

十月四日(安政五年)幕吏の手は、藤森恭介に及んだ。恭介は即ち天山先生、當時の學者的志士にて、曾て土浦藩主土屋侯の賓師となり、水藩の藤田東湖杯とも親善にして、齊昭の知遇を蒙り、當時御合力米十人扶持を享けてゐた。今ま茅根伊豫之介の所記によりて、其の顛末を掲げんに。

藤森拘致  
狀況

藤森恭介(原注 御家御合力十人扶持被下)宅へ、昨夜五ツ時(午後八時)町方與力呼出ニ來る。折節上野眞如院へ講釋に參候ゆへ、其趣申聞、迎之もの遣し可レ申哉と申候へば、夫にも及不レ申と申、座敷内之書付類、搜索引上候由。然るに眞如院へ參り居候事は、諜知候者と見え、駕籠を彼方へ遣し、恭介を載、奉行所へ引立候。恭介曰、一寸宿所へ著替致度、且尋之儀ニ付、證據相成候書付も有レ之故、持參致度と申候所、夫ニは及不レ申とて、羽織袴之儘にて同道候由。

藤森訊問

此の如くして、彼は拘引せられた。以下は訊問に入る。  
扱奉行石谷因幡守より尋ニは、

日下部伊三治と申者は、心安く候や。

心安くは無レ之候へ共、知ル人にて、何年以前一度、其後何時一度逢候迄に御坐候。

水戸殿家來木村三穂介と申者は心安く候や。

名も始て承り候。更ニ存じ不レ申候。

勝野豊作は如何。是は随分心安く仕候。八九月之間、一度參り、先より一度參り申候。

何故其通往来致候。水府表動搖之儀承り候處、豊作は手廣之者ニ付、若事情分り居候哉と

存承り候。爲罷越、先方よりも其事にて參り候迄ニ御坐候。

飯泉喜内と申者は、心安く候哉。

是は名も始て承り候。水戸殿より扶持をも受候上は、前中納言殿(齊昭)慎之儀に付、心配も致



候半

仰之通深心配仕候。

心配仕候からは、前文之者共と申合候儀も可有之。

一圓覺無御坐候。

伊三治等  
追々調査

右伊三治等四人、追々呼出ニ相成、御調ニ相成候所、水府表同様之儀、公邊御役方迄、手を付不申候ては治り付不申との事にて、伊三治は大目付へ手蔓有之、其方は御目付へ手筋有之由にて、右三穂介諸方周旋いたし、件之事取計候趣、無ニ相違ニ相聞え候。有體可ニ申上候。

證據書類  
の件

右之儀存も不寄候。水戸老公之儀、實に心配は仕候へ共、右被仰候御役方を云々杯、存も不寄儀。私愚昧ニは候へ共、卑賤之身分、右等之事、所詮不及儀は心得居候事ニ御坐候と申述候得ば、追而呼出候迄、相引候様ニと被申、其場を退候所、又々與力より同様之儀、穿鑿ニ付、同様相對候由。尤與力尋之節は、重き御役方へ手を付候。企と申候。

淡々の鞠  
問

由。其後ニ至り、先刻證據ニ相成書付をも申候は、何事にやと被申候。二付、是は私心得不申儀、二ヶ條、私之手紙なりとて、骨董鋪に有之趣、爲知候者有之故、取寄せ見候處、私門人松平主殿頭家來荒木犀五郎へ書通之面にて、主殿殿留主居兩人、其事を爲知候様之文意ニ御坐候處、犀五郎は、其節塾中へ指置候者に而、書面にて申越候理は無之、全謀書と奉存候。併如何之行違ニ相成候哉、難計候ゆへ、先方へも當り合、先方ニても覺無之と申證據を取置候儀にて、今日の御呼出も、右様之事ニも可有之と奉存候ゆへ申候事ニ御坐候と申候得ば、夫にて相濟、何之構もなく引取候由。

此の如く藤森の鞠問は、寧ろ淡々たるものにて、何等重大なる事件が、此間に潜みあるものとは見受けられなかつた。惟ふに幕吏は、彼によりて何等かの端緒を得んとしたるも、遂ひに得る所は無かつたものであらう。



### 第五章 水戸藩の對策

#### 〔三五〕 燎原の火

事件の曲折

井伊の對水戸思惑

京都取締

井伊直弼は、安政五年四月二十三日、大老就任の當初から、水戸齊昭一味を退治の決心もて出で來つた。云はゞ水戸征伐は、彼が使命と覺悟して出で來つた。されど彼が安政の大獄を構成するまでには、幾許の曲折があつた。彼は當初から京都に幕府に不利なる雰圍氣の充滿したるは、畢竟水戸齊昭手入の結果と睨んだ。されば水戸齊昭さへ退治すれば、京都の騒ぎは、自然に鎮定す可きものと見當をつけた。されば彼は必らずしも當初から、京都の巨頭、即ち鷹司父子、近衛、若しくは三條實萬などを、手荒く處分する積りでは無かつた様だ。

然るに六月十九日には、米國との條約を、勅許を俟たずして調印し、二十四日

には所謂尾、水、一橋、越前等の不時登城あり。而して京都に於ては、主上逆鱗ましまして、七月四日には、三家若しくは大老召喚の勅命江戸に到着した。此に於て井伊は先づ七月五日を以て、尾張、水戸、一橋、越前等を、それぞれ處分し、京都に向て、殆んど戒嚴令を布かんばかりの取締をすることとなつた。井伊は固より勅命を奉せず、唯だ六月二十六日、老中の一人間部詮勝を、上京せしむることに決し居たれば、間部もて三家若しくは大老上京の代りに充んとした。而して六月二十六日、京都所司代本多忠民に代ふるに酒井忠義を以てし、七月十一日には、伏見奉行内藤正繩をして、禁裡付取締を兼任せしめた。此れは申す迄もなく、何れも京都に向て、大いに其力を逞うせんとの準備であつた。然も彼は恐らくは未だ巨頭處分などのつもりは無かつたであらう。然るに思ひきや八月八日、詔勅は意外にも、水戸に降下し、併せて幕府にも賜はつた。而して其報は十七日江戸に達した。此れは井伊直弼其人に取りては、

在京幕吏更迭

意外の詔勅



井伊側の  
強硬意見

實に青天の霹靂であつた。此に於て彼の水戸に對する迫害は、更らに數層の嚴酷を來たし、同時に京都に對する監視の眼も、更らに猛銳を加へ來つた。而して九月二日、九條尙忠が關白を辭し、代つて近衛忠熙が、内覽を命ぜられたるを以て、京都に於ける否井伊運動の絶頂と云はねばならぬ。

事此に到りては、井伊直弼及び其の仲間、何れも何處へまでもやりつくるとの覺悟をしたであらうことは、間部詮勝が、上京の途次、井伊直弼に答へたる書中によりても、之を推察するに難くない。其中に水戸齊昭には切腹を命ぜよ杯の文句さへあつた。而してやがて著京したる間部などは、鷹司父子を、遠島に處せんとの意見さへも漏らすに至りたる程であれば、上下の分別なく、貴賤の差別なく、苟も否井伊派は、悉皆一掃するの決心出で來りたることは、固より云ふ迄もあるまい。

而して彼等は否井伊派を以て、水戸齊昭を中心としたる大陰謀團と見做し、先づ京都を詮索したらんには、水戸齊昭陰謀の委細が、必らずや分明なる可しと

在京志士  
吟味

の猜定よりして、在京の志士を吟味し、此れによりて、其の有力なる資料を得、以て其の罪案を構成せんとした。乃ち此の如くして漸く安政大獄の輪郭は出で來つた。

然るに此れと同時に、鶴飼知信—吉左衛門—が、九月十五日附、日下部伊三治に與へたる書簡が、大津に於て、幕吏の爲めに押收せられた。其中には「赤鬼の方へ一發致二切込」云々の文句ありて、之を一讀したる井伊側は、最早是れ迄なりと諦め、更らに一倍の深刻味もて、壓迫政策、羅織政策、鍛鍊政策を勵行するに到つたことは、之を想像するに難くあるまい。

井伊側覺  
悟決定

存意貫徹  
決心

此の如くして彼等は兎も角も京都町奉行の手にて、在京志士を逮捕し、鞫問し、それを以て鷹司父子、近衛、三條等の罪案を構成し、遂ひに主上の御意に反して、其の人々を單に主上の周邊から遠くはかりでなく、更らにそれぞれ懲罰を加へ、井伊直弼の替人とも云ふ可き關白九條尙忠の位置を擁護し、飽迄も井伊の存分に、京都を處理せんことを勗めた。



井伊の相

江戸吟味  
の要

然も井伊の眼は、決して京都のみに注がなかつた。彼の正面の相手は、鷹司や、近衛や、三條ではなくして、水戸齊昭であつた。此を以て彼は水戸齊昭を中心とする在江戸の志士を逮捕し、併せて水戸人士に及んだ。而して更らに京囚を悉く皆な江戸に拘致し、之を審問す可く企てた。

實を云へば、京囚の面々は、何れも京都町奉行の手にて、それ／＼審問は済み、其の書類は出來上つてゐた。然るに更らに改めて之を江戸にて吟味せんとするは、果して何の必要かある。そは云ふ迄もない、所謂大陰謀の端緒を得んとした心あつたが爲めと云ふの外はあるまい。此の如くして安政の大獄は、燎原の火の如く、四方八面に燃え廣がつた。

恐るべき反動

凡そ此の獄に連なるもの、上は親王より、下は百姓町人に至るまで、百餘人の多数に上り、其の範圍の廣く、其の處罰の嚴なること、古今未曾有と稱せらる。これ皆直弼が其の政敵たる一橋派の勢

力を根柢より破壊せんが爲に行はれしもので、一時之を壓倒したやうであるけれども、遂に能く其の目的を貫徹することは出來ない。就中朝幕關係の上に容易ならざる破綻を生じ、倒幕の氣勢を助長せしめたことは、幕府としては恐るべき反動であり、且直弼自身もまた政敵の襲撃する所となり、悲惨なる最後を遂ぐるに至れるなど、結果は寧ろ幕府の期待を裏切るものが多かつたのであつた。

〔井野邊茂雄、明治維新史〕

〔二六〕 江戸に於ける幕吏の手

各方面吟

京都に於ては、殆んど地引網もて海底を浚ふが如く、凡有る手懸りの方面を、上は鷹司太閤より、下は民間志士及び其の家族に至るまで、それぞれ吟味の手廻した。而して江戸に於ては、水戸齊昭を中心として、其の周邊の所謂連類と認むるものを、芋蔓を手繰る如く、それからそれへと手繰り上げた。藤森



長谷川惣右衛門 惣

恭介のことは、既記の通りだ。(參照 二四)尙ほ茅根伊豫之介の所記によれば、幕吏は更らに讚州高松藩の志士長谷川惣衛門の踪跡を頻りに探索しつゝあつた。

一 海保帆平へ、讚州之長谷川惣衛門(原注 先日讚を立退候よし) 潜み居しと云事、并去月(九月)廿六日井伊家へ海保等水府浪人を引連切込候と云浮説有レ之よし、兩様之疑にて殊の外付られ、間牒の神田孫市等、手先き勝藏といへるもの、深川の伊藤誠一郎(劍客なり)を語らひ來り、海帆え申含、長谷川を出さしめんとせし由。海保覺無レ之段斷り、勝藏をも呼寄、委細ニ語りけるは、先日水府より士民共大勢登り候。日々拙宅へも來る故、萬一惣衛門來り候をも、水人と思ひ、飯を振舞し位之事は不知、長谷を圍ひ置候儀は無レ之、疑數ば我宅ニ泊り居、氣を付探索可レ致と申候由。勝藏云、何故水府の者登り候やとの事故、御連枝後見之姿にて、君上御面目立不レ申段、委細申聞候へば、左様之わけなれば、至極御尤之筋、併公邊へは左様は通り不レ申、全公邊御役人を押拔度宿意など、色々不容易説も有

あるむねを申し候由。

長谷川の東下

長谷川は高松藩士であつたが、高松は水戸の支藩であるに拘らず、藩主松平頼胤は、井伊直弼に與みして、水戸齊昭と相ひ容れず。此に於て彼は脱藩して京都に奔り、京都より東下して江戸に赴いた。今世古格太郎の所記によれば、安政五年八月二十一日夕、予(世古)が京師の寓居に、歳六十計の一士人、綿衣に袴羽織を著し、突然と來る者あり。大阪大久保要——城代土屋侯の公用人——の添書を携へたり。是を見るに惣衛門なり。予驚て其來る由を問ふに、前に記する事件(讚水兩立せず、進退維れ谷る、故に脱藩す)を語り、國を遁れ出、大久保要知己なるが故、これを訪ひしに、京師の形勢足下(世古)を尋て聞べしとて、添書を與へたり。是より窃に關東へ下り、水藩に潜み、天下の形勢を見むといへり。予國許の跡を如何なりしか、又子息にてもあるやと問しに、國は彼遺書(投海して死すとの)を出したらば、定て怪しみ探るべし。今頃は如何ならむ。又伴は江戸にあり、近士を勤めありといへり。斯て談話時を移し、

長谷川世古を訪ふ



予に一封を托し、粟田（青蓮院宮家臣）伊丹藏人に送る、仁科某の書なり。是恐らくは有志の士、變名と思へり。去るに臨み、鶺鴒吉左衛門へも、大久保添書を以て、往くといひしかば、人を附て案内せしめけり。其翌日予三條通にて再び行逢ひ、何くに行かると問ふに、予（世古）を訪ふよしなりければ、河原町の或家にて、又數刻對話せり。此時の話に、鶺鴒、池内に面會せりといへり。昨夜は鶺鴒に止宿せむと思ひしかど、嫌疑あるよし故、旅宿に宿れり。自是今日發足し東行すとて別れけり。後鶺鴒の話に、初め惣衛門參り、高松の士と聞、心を置しに、彼藩にも珍敷志の人ありと歎稱せり。又池内の話に、梅田源二郎にも逢けれど、其いふ所、感服せずと語けるとぞ。

杉浦仁右衛門

以上もて、長谷川の何者たるを知るに足らむ。而して十月十五日、幕府は又たしも水藩に命じて、杉浦仁右衛門を町奉行に出さしめんとしたが、藩は不在もて之に對へた。

杉浦 仁右衛門

右之もの、御尋之筋有之、石谷因幡守之御吟味被仰付候二付、手當致し置、因幡守より達次第、早々差出可申、尤定府在所之譯可申立旨、御書付之趣、被致承知候、右之者儀は、與力立場に而、定府之者に候處、先頃他行いたし、今以罷歸不申、内々探索致居候折柄、昨日御指圖之趣も御坐候間、尙更爰許探索は勿論、國元へも役人共指下、精々相尋候上、否可及御達候、此段不取敢及御達置候様被申付候

十月十六日

要するに是等は畢竟小鱗細魚のみ。然も幕吏の手は、漸次に其の達す可きところ達す可く、伸ばし、且つ伸びつゝあつた。



【三七】水藩の對抗運動

志士特派

窮鼠猫を食む。水戸も井伊派の迫害の日一日と切迫し來りつゝあるを見て、今は獨り自ら支持するの不可能なるを認め、大いに四方に向て、其の同志の徒を得べく、其の有志の面々を、諸藩に特派することとなつた。此れは水藩中の所謂天狗黨の牛耳を握りたる高橋多一郎(愛諸)金子孫二郎(教孝)の發議にて、それには水藩當途の有司其他も亦た賛成して、愈々實行することとなつた。而して其の特派員は住谷寅之介(信順)大胡聿藏(養敬)矢野長九郎(長道)關鐵之介(遠)の四人であつた。

關江戸歸還

住谷、大胡、矢野の三人は、曾て水藩有志の徒と與に、小金驛まで押出したが、藩主の諭旨によりて、當時退いて水戸に在つた。關は官遊して越後水原にあり、將さに北地に赴かんとしつゝあつたが、九月八日、水戸からの飛信にて、七月五日、齊昭、慶篤の父子が、井伊大老の爲めに、懲罰を受けたるの報に接し、

高橋愛諸

晝夜兼行、同十七日江戸に還り、當時尙ほ江戸に滞在してゐた。左に掲ぐるは、高橋愛諸の關遠に與へたる書簡だ。

二州橋畔(兩國橋)一別以來、益御壯健爲ニ國家一大賀々々。幕吏之慘刻、取りも不直、鎌倉之時勢に不異、鳴鶴(日下部伊三治)臺山(勝野豐作)太平記之開卷第一ニ被レ爲レ載之姿に可ニ相成、勤王義旅從レ今振起、武門之身、羨敷事に御坐候。鳴鶴(日下部)は去月(九月)廿日黃金驛(小金驛)迄、飛脚相立、肌に掛置候一封被レ託候。臺山(勝野)は過日同舟之通、其後も相携、念五(九月廿五日)予を舟橋(船橋)驛舎へ逐來り、一夜寐物語り、血涙紛々、酌取の紅衫怪しみ去申候。御一笑。翌朝別をおしみ、四時(午前十時)分レ手、此眞情御察可レ被レ下候。十五年水魚之知己故、身ニ引受兩三子之處は、請負居申候。船へ寐、神社の廣場所前ニ、大義を議候儀も有レ之、櫻任(櫻任藏眞金)藤森(恭介弘菴)等も同斷、石和(石川和介)陰然周旋、天地も不レ知、遂に感應相見へ申候。歸東晝夜草忙、不レ得二寸暇一疲勞仕候。矢長(矢野長九)

矢長住谷  
西遊決定



郎) 住谷(寅之介)も愈々西遊決心、依而は貴兄も是非御同行爲ニ天下ニ爲ニ國家、勤王之義、御振起、所祈ニ御坐候。小生も廿三日公邸を出候處、拜領物有之、又々引返し之公命、難有事は御坐候へ共、一扇之小詩、斷然と北去、心事御察可被下候。只太夫人君へ而已呈書紅涙を添申候。何も天、もし期ニ再會候は、大慶御同様、武門の本意、愉快の世の中、神州之正氣挽回、此時ニ御坐候、恐々頓首

十月二日

よしゆき(愛語)

子任大兄

水戸切迫  
此れにて如何に水戸が切迫の位置に押し詰められつゝ、あつたことが想像せらるる。尙ほ此れと同時に、野村癸之介より、關鐵之介へ與へたる書中にも、

野村書狀

此間中除目等表向之處は、至極宜敷候へ共、其内實如何可有之哉。又々

惡魔到來不致内、斷然雄決、鳳詔廻達之儀可然存候へ共、更に一定不致、扱々に御坐候。

と云ひ、

今一段暴發とか、又は西風良機を待候。論坏、十分にて何ともがき候而も、大議一定不仕、致方無之候。貴地(江戸)勿論と奉存候。

と云ひ、

依而袖門氏(高橋愛語)等及ニ評議候處、何を致候にも、元より天下之大事業に候間、外援無之候。而は、必成就不致儀に付、諸藩へ人を差出し、血誠義勇を以、有志々々相結び、夫々侯伯を徳懃、激勵致置、互ニ相應援之儀肝要に可有之と相決し申候。

と云ひ、

其任ニは住谷、矢長、大津、并貴兄最可然と申合候。事に御坐候。依而右三子明晚出發、貴地へ罷出候筈、何れも正氣堂々、躍然振袂之勢



二御坐候間、委曲矢長へ御申合重々御辛勞には御坐候へ共、邦家之爲め、世道の爲め御忠力御竭盡、列藩有志義結之儀、何分仰望此事ニ御坐候と云ひ、

中國筋、四國邊、兩途ニ手わけ候方可然と申合候猶更占魚子へ御談合、評議を御盡し勿論と奉存候實ニ尋常世界には無之、戰國同様之形勢に候間、何分にも、智謀雄略を振、鞠躬盡瘁志士報國之秋と奉存候

特派實行

此の如く志士特派の議は、愈よ實行せらるゝこととなつた。書中の占魚子は、鮎澤伊太夫(國維)にて、高橋多一郎の弟である。

【三八】水藩四士遊説の効果如何

四者向島會合

水戸の特派員住谷寅之介、大胡聿藏、矢野長九郎等は、十月八日水戸から江戸に來た。此れに就て在府の關鐵之介等と向島梅若祠畔に密會し、小石川水戸邸に在る鮎澤伊太夫、下野隼次郎、菊池爲三郎等亦來りて餞別をした。其の模様は、關鐵之介の日録に、左の如く記してゐる。

探索益々急

既に蝶雙(長谷川惣右衛門)の亡命に因りて、都下の探索益々急なり、木三穗(木村三穗介)、太清右(太宰清右衛門)、之れが爲めに嫌疑を來たし、兩子指出す可き旨、磔邸に申來り、遽かに亡命す。太清(太宰清右衛門)留寓の義民、兩人召し取り、家内并に僕雷介下婢双縛に就き、家財缺處す。是に於て北地公役の中、提る所の秘筐、并に旅裝等、皆な爲めに沒收せらる。姓名顯然、大に嫌疑を生ず。寢食の間、安居す可らず。潜匿數日、事變を察し奇計を施し、往々遠遊を謀る。斯る次第なれば、關其人も太宰清右衛門の家宅搜索の爲めに、愈よ危殆に陥り、自から遁亡す可く目論見わたることと判る。

關三子を待つ

十月初七日、忽郷書を得たり。「參照 二七」住矢大三子と與に、西海に



西遊評議

至り、勤王の義旅を募り、丹心血誠、固く情義を結ぶ。機に應じて而して發し、天下の爲めに相ひ策す。遽かに相ひ應援す。是則ち當今の一大急務、書を披き奮然、義氣十倍す。相州樓に於て三子（住谷、矢野、大胡）の來るを待つ。占魚（鮎澤）又た書を以て相ひ應ず。時俄かに嫌疑を生じ、奇禍を得んと欲す。幸に虎口を脱するを得、小塚原に至り、三士と相見る。曉天を待ち、千住大橋下より纜を解き、竹光風（竹内百太郎）の周旋に因りて、遁れて梅見塚頭の野樓に至る。占魚（鮎澤）若和（菊池爲三郎）野隼（下野隼次郎）來訪、激論終日、西遊の事を議す。孝（内藤孝介、又七郎の前名）作（大和田作兵衛）と旅装を計る。夜來平岩亭に避け、四鼓（午前二時）を下りて東西手を別つて去る。是れよりして又故人を見ず。是則ち本月（十月）初八日也。

斯くて十月十一日四人の特派員は二組に分れて出發した。住谷寅之介、大胡聿藏は、南海、西海を指し、矢野長九郎、關鐵之介は、北陸、山陰、山陽に向うた。彼等は何れも變名し、形装を改め潜行した。而して住谷、大胡は、吉田健

特派員出發

關矢野の行遊

安達清風

藏、根本正之介を伴ひ、矢野、關は大和田作兵衛を拉へた。而して宛も同日——十月十一日——當時薩摩の志士有馬新七（武滿）は、櫻任藏を相ひ伴うて江戸を發し、京都を指して出發したが、彼等は互ひに相ひ知らず、何れも別個の運動であつたことは、既記の通りだ。（參照 安政大獄上篇 九五—九九）

斯くて十一月朔、矢野、關の二士は越前福井に至り、野村淵藏、坂部簡輔に面して、謀る所あつたが、遂ひに要領を得ずして去つた。而して十一月二十九日、因州鳥取に抵り、安達清風を訪ひ、更らに安達辰三郎、堀庄次郎等と會し、淹留數日、互ひに相謀る所あつた。因みに云ふ安達清風は、曾て水戸に遊學し、福地廣延に就て、砲術を學び、又た會澤安の門に遊んだ緣故を以て、兩士は訪問した。而して此處に彼等は偶然にも櫻眞金と相ひ逢うた。櫻は有馬と分れ、潜行鳥取に抵り、やがて去りて大阪に至り、姓名を變じ、傭奴となつたが、安政六年己未七月、四十八歳にて病死した。彼は固より井伊側の指目する所となり、江戸にて追跡せられてゐたが、幸ひに病死して、其の大獄の連累たるを



住谷大胡

免かれた。尚又た住谷、大胡の一行は、中山道より北陸道に入り、加賀、越前を経て若狹に至り、京都に入り、大阪より兵庫、明石を経て、四國に航し、十一月十七日土州立川村の關所に駐められ、書を高知に寄せ、奥谷喜宗次、坂本龍馬來會を求め、同二十三日坂本龍馬、窪爲介、甲藤馬太郎等の諸劍客來會したが、是亦た遂ひに要領を得ずして去つた。斯くて彼等は十二月八日、伊豫宇和島に至り、淹留數日、藩士金子孝太郎、高間權八、上田左治馬と會し、同十九日阿波に赴き、劍客佐藤兵馬、堤大介等を訪うた。然も彼等は果して幾許の得る所あつた乎。猝かに判斷することが出来ない。

關矢野長州に入る

而して一方矢野、關の一行は、因州より作州津山を経て、備前に入り、長船より水路馬關に著し、十二月二十九日長州萩に至り、赤川忠亮(後に佐久間佐兵衛)に會し、大いに謀る所あり、安政六年己未正月七日歸途に就いた。而して彼等は更らに踵を廻らして、因州鳥取に抵り、安達清風等と相ひ議し、義盟を結んだ

諸藩の態度

と云ふ。要するに當時の諸藩は皆な井伊大老の勢焰に畏避し、何れも首鼠兩端を持ち、其の偶々水藩の士と肝膽相照らすものもあるも、個人の資格に過ぎなかつた。されば住谷、大胡等も遂ひに九州に赴かず、阿波より紀州に入り、大和を経て東海道に出で、安政六年正月歸藩した。而して矢野、關の一行も亦た其の二月を以て歸藩した。

櫻眞金の鳥取潜行

矢野關の鳥取に到るや、會々櫻眞金も亦來り偶然邂逅、無限の感ありしといふ。是より先き、眞金は、有馬武滿と與に江戸を發し甲州より岐蘇路を経て西上せしに、到處數々偵吏の爲めに追跡せられ、崎嶇關間辛うじて大坂に抵りしに、京畿の形勢既に一變し、同志の士は今や皆齟齬奔逃せざるはなく、譏察甚だ密にして、危機言ふ可らず、是に於て眞金は遂に武滿と分れ、潜行鳥取に抵りしなり。(水戸藩史料)



### 第六章 幕閣斷獄の準備

#### 〔二九〕京囚の東下(一)

一切江戸にて審問

井伊大老側は、豫じめ水戸派大陰謀の輪郭を畫きて、而して後、其の事實を得べく、京都及び江戸に於て、諸有志を逮捕し、且つ審問した。而して最初京囚は京都に於て、江囚は江戸に於て、それぞれ審問したが、やがて一切の囚人を江戸に集め、悉く之を直接井伊大老の息のかゝる江戸に於て審問することにした。

大獄審判準備

安政五年十月九日、松平伯耆守秀宗寺社奉行となり、久貝因幡守正興大目付となり、池田播摩守頼方町奉行となり、伊澤美作守政義大目付に轉ず。池田は鬼池田と稱せられ、酷吏の評判高き一人だ。是れは安政大獄の審判の爲め、下地を作したるものであらう。

井伊側意氣込

尙ほ安政五年十二月十九日附宇津木六之丞より、長野主膳へ答へたる書中には、此の大獄の成行を察す可きもの少くない。

猛斷威決あるのみ

加納、渡邊(京都町奉行付與力)之兩人、忠勤にて、小林、鶴飼始吟味正路に行届候。由被二仰下、大に能き御都合に相成申候。何分今度之一條は、正邪分明嚴重に御糺し無之ては、何時再發も難計、乍去大名之中、死罪等被二仰出候。様相成候ては、是亦騷動之基に付、寛猛之御處置、一大事之御場合と被二仰下、御尤至極、何分惡謀方、飽迄根強く候間、無レ據手荒之御處置に可ニ成行一哉と嘆息罷在候。事に御座候。此れにて如何に井伊側が、此の大獄を徹底的に審判せんとする意氣込を察するに足る。「寛猛之御處置」と云ふものゝ、其實は固より猛斷威決の他ではあるま

一 小林民部權大輔より御取上之書付寫、御廻し則御紙面とも入ニ御覽一申候。(井伊直弼の一覽に供した) 追々惡謀顯れ候様相成申候。右等之事共、一



京囚出立

一達ニ叡聞一御疑念御晴被遊候様奉祈候。されど若し之を惡謀と云はゞ、主上御自身が、其の中心人物にて在しましたことを知らねばならぬ。尙ほ京囚出立に付ては左の如く記してゐる。

竹輿も、今日に出立、警衛貳百人計、宿へも嚴重之御觸出候由、大切之囚人に付、御尤之御儀、加納、渡邊、格別之骨折にて、小林初、大事も白狀致候由。山本貞一郎日記帳等御一覽被成候處、大事之件に付、分明にて、日下部伊三治等之働振、三條殿(實萬)土州え之御入魂、水府勅諭も三條殿御引請にて、御同人之御所爲、森寺、丹羽(三條家臣)等之働も明白に有之由。右様之書類、御隠し置被成候御所司代(酒井忠義)之御深意如何にも合點不參事に候。

此れは酒井忠義に對する彈劾だ。忠義は此の大獄の擴大を慮かり、成る可く之を收縮せんとし、之に反し、長野、宇津木の徒は、井伊の意を承け、飽迄之を擴大せんとの意見の相違が、則ち此の如くなつたのであらう。

酒井彈劾

池内白狀

大切之大卷物投書、池内大學(陶所)え上書見せ候處、三樹八郎(頼)之手跡なりと申候に付、早速頼御呼出し御吟味に相成候よし。梁川星巖方え參會之節、水老公を大阪城内に移し可申との建白致候事白狀之よし。不輕事共に御座候梅田源次郎右之連中之由、伏見にては何を御吟味被爲在候哉との御不審御尤千萬合點不參事に候。追々正道之御調に相成、御同慶仕候。

池内白狀の結果

當初伏見奉行兼禁裡取締内藤正繩の手にて審問したが、それが手緩つたとて斯く攻撃したのだ。此れにて見れば曾て遁亡し、やがて自首して出で來つた所謂惡謀四天王の一人池内大學の白狀にて、頼三樹も召喚せられたことが判知る。池内が此の獄の後に於て、志士に容れられず、遂ひに不慮の禍に遭うたのも、或は彼自から取る所のものであつたかも知れない。

先頃或方より小林を、一ふく爲致候手段も御座候由、惡謀方には眉に火之付候心地にて、死にもの狂ひに働可申間、少しも油斷不相成一事に

小林毒殺の事



候。

とあるが、此れは小林良典を毒殺して、其口を滅す爲め、有志側の計策と云ふ譯であらう。他に向て斯る嫌疑を掛くる長野、宇津木の徒も、恐らくはいざとなれば、自分等にも之を實行するを敢てしたかも知れない。

竹輿道中

竹輿道中固め、嚴重にて、膳所にては、足輕百人、鐵砲切火繩物頭大目付警固いたし候由。右様嚴重之次第、惡謀方にて承り、恐怖之餘り云々。如何にも物々敷模様が判知る。

過日因幡守様(町奉行石谷穆清)え相伺候處、伊三治(日下部)え尋候へば、幸吉(鶴飼)えねじり、幸吉は伊三治にかぶせ候様成事にて、爲ニ突合一吟味不致候ては、埒明不申に付、御呼下に相成候趣に御座候……毎日日夜御白洲有之、寸暇無之、拙者杯參り候ても、容易に御目に懸り候事も難相成一程之事に御座候。

とあれば、如何に其の全力を、此事に傾倒しつゝあつたかと判知る。

【三〇七】京囚の東下(二)

京囚護送

京囚は既記の如く、安政五年十二月五日第一回の護送を始めた。今其の一人なる、三國大學所記の笑艸によれば、

此の日早天清朗、網乗物五挺、(鶴飼父子、小林良典、兼田義和、準(三國大學)軍鶏籠六個(宇喜多父子、池内、近藤茂左衛門弘方、飛脚體の者二人)都合十人一時に江戸へ下り、與力同心等、警固數十人爲列。誠に珍敷事故街上の見物人群を爲す。然るに右列牢屋敷を出で、三條通りに掛りたる時、俄に一天曇り、風雪篩ふが如く、警固の與力同心は、雨具を早天に大津へ差立候故、笠もなく、風雪を衝き歩行し、大いに難義の様子なり。

とある。

膳所藩の  
大津を出で、膳所領の地に到れば、領主本多家より、警固一組鐵砲を持ち、火繩に火を付けて携ふるなど、頗る嚴重にして、領内を送り出す。江戸迄の



道中、領主く皆同じ。是は途中にて、罪人を奪ひ去る者あらんかとの用心なりとぞ。

罪囚束縛の状

此れは既記の通りだ。「參照 二九」尙ほ護送せらるゝ罪囚に就ては、三國大學の所記は左の如し。

五日（安政五年十二月五日）早朝網乗物にて京を發し、江戸へ下る。白木綿一匹を以て、巾を四つにたゝみ、兩臂をくゝり、胸背を繞らし、兩の端を一集にして、乗物の穴より外へ出し、其端を結びとめ、内へ引入ること能はざるやうにす。引戸には錠をおろす。

二便は前の引出にて取去、常は引出しに蓋あり。便せんとするときは、輿外を護す中座に告ぐれば、其蓋をとる。便し畢れば、中座引出を抜き、穢れを捨て、元の如く、蓋をして輿に指入る。中座は獄卒なり。中座注意にて、蒲團を澤山に入しむ。道中寒氣を防ぐ用心なり。故に二便をする時は、甚困難なり。小便は竹の筒、尺餘の物を中座より渡す。筒の一方に陰莖を入

並浪士の縛し方

れ、一方を引出しへ向け、外へもれざるやうにして、小便するなり。此れは士人を護送する網乗物だ。所謂浪士などは軍鶏籠にて、其の窮屈は、更らに一層である。

十九日（十二月）江戸へ著、町奉行石谷因幡守役屋敷へ著、越後高田城主榎原式部小輔殿へ被預旨、因州被申渡。

第二回京囚東送

第二回の京囚は、安政五年十二月二十五日藤井但馬守尙弼（西園寺家臣）飯田左馬忠彦（有栖川親王家臣）森寺若狹守常邦（三條家臣）梅田源二郎定明等護送せられた。梅田は浪人なれば固より軍鶏籠であつた。彼等は安政六年正月九日江戸町奉行石谷因幡守役所に著し、何れも小倉藩主小笠原右近將監忠素の邸に預けられた。

第三回京囚東送

第三回は山田勘解由、伊丹藏人（兩人共に青蓮院宮家臣）高橋清陰、頼三樹八郎の四人にて、安政六年二月二十五日であつた。而して彼等四人は、何れも福山藩主阿部伊勢守の邸に預けられた。



井伊の爬羅剔抉

此の如く京囚は續々江戸に護送せられ、江戸に於て、愈よ大獄を起すこととなつた。若し井伊大老にして、事件を大抵のところにて、打切らんとする心掛けあつたならば、固より斯る大袈裟の措置には出でなかつたであらう。然るに彼は飽迄所謂大陰謀團を根絶せしめんと欲し、爬羅剔抉、其の手の届かん限りを盡して、尙ほ足らざらんとするの風があつた。されば一方に此の如く京囚を江戸に拘致すると同時に、江戸の陣立を改め、茲に彌よ井伊大老の意に適したる裁判官を撰定して、其の意の欲する如き裁判を行はんとしたるは、彼としては良とに必然のことであらねばならぬ。

【三一】 安政大獄の陣立 (一)

井伊派不滿意

伏見奉行内藤正繩、京都所司代酒井忠義など、何れも京囚の審判者としては、

長野、宇津木輩の意に満たなかつたことは、既記の通りだ。(参照 二九、三〇) 彼等が不滿意は、取りも直さず、井伊大老其人の不滿意たる可きは、云ふ迄もない。此の如くして京囚は十二月五日以來、其の翌春に亘りて、一切東下し來らしめた。然も江戸の裁判官も、亦た未だ悉く井伊大老の注文通りに參らなかつた。

石谷穆清

裁判官の重なる一人石谷因幡守穆清は、井伊直弼が、大老に任ずる間もなく、正確に云へば、一ヶ月の後に勘定奉行から、町奉行に轉任した。固より井伊の腹心股肱の一人であつた。されば彼が硬派の一人であつたことは勿論だが、然も其の所謂る五手掛りの中、寺社奉行、勘定奉行、大目付、目付の中には、随分異見を懷いたるものもあることは、左記によりて知らるゝ。正月十三日附、宇津木六之丞の記録によれば、

石谷同僚一と意見不

正月十三日  
一 石谷因幡守様へ權兵衛罷出、今度京都より御差下し御吟味物、五手(町



奉行、寺社奉行、勘定奉行、大目付、目付之御懸りに候處、寺社御奉行(當時板倉周防守勝  
尊)御勘定奉行(佐々木信濃守顯發)にて、飽迄御會議御座候て大騒動に可相  
成も難計、當時御幼君之御儀に付、大體にて爲御濟に相成候方可然  
と之御見込にて、石谷御見込とは、甚相違いたし候に付、段々御討論之  
上、評定所組頭之見込も御尋被成候處、是等は猶更穩當之御取扱可  
然と申居候由。

以上は石谷穆清が、其の同僚と意見の一致せざる點に就て語りたるもの。當時  
其の多數は、井伊の硬説に反對であつたことが判知る。

陰謀之者有之、御幼君之節、御調無之と相成候ては、公儀之御威權にも  
拘り可申と、御歎息之由被仰越、委細申上候處、以之外、心得違、右様  
之儀、水府へ聞へ候時は、大害之基に付、右御懸り、和泉守(松平乗全)様え  
罷出、委細思召之處、申上候様、六之丞え被仰付。

此の如く石谷穆清の愁訴は、井伊に取り次がれ、井伊から天降りに五手組の掛

石谷愁訴

松平乗全  
説得

長たる老中松平乗全に向、其旨を諭すこと、なつた。

一 松平和泉守様え今夕六之丞罷出、差向被仰進一候儀御座候に付、御目  
通相願度趣、公用人中川善右衛門を以申上候處、早速御逢有之、御  
口上並思召之通り、申上候處、右様委敷御事柄は、御承知不被成  
候へども、今日於ニ營中一右之御様子粗御承知被成、奉行は説得致候て  
も、中々手先共迄行届不申、不捨置一儀に付、板倉周防守、佐々木信濃守は  
御役御免に成不申ては成申間敷哉と、御同列にても、御談被成候事に有之、  
思召(井伊の意見)と符合致し候に付、明日承り糺、速之取計に可致、  
備後殿(太田資始)えも明朝罷出委細之譯柄、且思召之處(井伊の意見)申上置  
呉候得ば、尙更御都合宜旨被仰候間、罷歸伺之上、罷出候様  
可仕旨申上、寒夜御使太儀に思召候趣にて、御酒御肴御菓子等、  
被下置罷歸申上候處、夫々御承知、明朝太田様えも罷出、委細申上  
候様被仰付。



此の如く松平 乘全も、井伊の意見に迎合して、愈よ其腹を極めたものであらう。

正月十四日

井伊の準  
備完了

一 太田様え御内用に付、六之丞御使者 相勤、御直書持參御目通 相願、委細御口上之趣 申上 候處、御承知被成、品に寄夕刻可被召呼旨に付罷歸、其段申上、尙亦夕刻罷出 候處、御逢有之、御用之次第被仰合可被相成は、十六日に、押て御登城被遊 候様には相成間敷哉。尤右御用丈之事に付、九つ頃(正午)より御上り、御用濟次第御退出 被遊 候て宜敷旨被仰 候間、罷歸り申上る。

當時井伊大老は、病氣引入中であつたものと思はるゝ。此の如く井伊の手は、愈よ廻る可きところに廻りて、安政大獄の陣立を立て直す可く著手せられた。

幕閣の嚴謹論

幕府斷獄  
の制

幕府の制に於て大獄を決するには、臨時の裁判廷を評定所に開き、寺社、勘定、町の三奉行及び大

直弼の意

小の兩目付を裁判官に充つ。此五職を以て組織するの裁判を稱して五手掛りの調べといふ。直弼の齊昭に於ける政界の争鬭久きに至れるを以て、互に憤るの念漸くに長じ、特に幕嗣既に定まるの後に至りても、水藩の君臣尙ほ之を變ぜんとするの詔命を請へるを以て、直弼の是事を尤むるの念甚深し。然れども、是事機密に屬するの故を以て幕水の人と雖も、多くは其詳狀を知らず。而して幕吏の之を知る者は閑老の外、直弼の腹心に過ぎざりしが如し。直弼の意蓋し以爲へらく京紳の受職退職は職として水藩の計畫に應じたるによる者なれば、水藩は實に此件の根本にして、京師は其枝葉なるに、今此獄を斷するに寛裕の處分を以てせば、本末其權衡を失して水藩の勢力を憚れりとの讒を招き、以て先きに退職したる京紳の憤を長ぜん。又水藩の勢力を一舉に挫折して、以て其京師に通ずるの念を絶たざれば、今より以後諸藩の或は水藩の所爲に倣はんとする者を懲らすに足らざるなりと。而して幕吏の中此獄を寛に處せんとする者は、將軍幼少にして國家多事に際するが故に、事を穩靜に處決して齊昭を不問に置かんとするに在り。寺社奉行板倉勝靜(周防守、備中松山藩主)勘定奉行佐々木顯發(信濃守)の二人此説を持して、町奉行石谷穆清(因幡守)等と議合はす。蓋し穆清は直弼の意を承くるなり。〔開國始末〕



【三三】 安政大獄の陣立 (二)

太田を説得

井伊大老は、其の公用人宇津木景福(六之丞)をして、安政大獄の高等法院長とも云ふ可き老中松平乗全に、其の旨を含め、更らに乗全の提議により、井伊よりして、筆頭老中太田資始に、宇津木を遣はし、其の意を通ずることとなつた。

正月十七日

一 今朝太田様御登城前え、六之丞罷出候様申來候に付、罷出御逢有之、竹輿連御吟味方に付、板倉様、佐々木様より三奉行惣懸之儀被仰立之事に付、御相談被仰進、罷歸申上る。

此れは太田の招によりて、宇津木が出懸けたのだ。板倉、佐々木は裁判官中の軟派であることは、既記の通りだ。「参照 三一」

硬軟兩派

尙ほ幕府に於ても、五手掛りの中にて、京囚其他志士裁判に付、硬軟と云はん乎、寛猛と云はん乎、自から意見相岐れ、今以て容易に纏らなかつた模様は、

左記正月二十九日(安政六年)附宇津木より長野への返書にて分明だ。

一 水戸も又々騷立候哉に相聞へ申候併在府之天狗共は、京地之釣合も切れ候故歟、此節は大弱りにて、金銀財寶は不及申、御家重器迄も、賄賂に遣ひ、どうか御館無難に相濟候様にと働居候趣に御座候。此手段に乗り候御役人も有之歟。折角御差下しに相成候召人、今以墓墓敷御吟味も無之、就中御掛り寺社御奉行板倉周防守様、御勘定御奉行佐佐木信濃守様、御異存御申立、石谷様(町奉行石谷穆清)と二つに割れ、甚面倒に付、御上様(井伊直弼)にも深く御配慮被爲在候。しかし此一條程なく相濟可申、左候へばすらくと御埒付候様可ニ相成、此一條は中々難盡筆紙、程なく御歸府之節可ニ申上、爲差御心配に及不申候。此れにて内輪の消息が、略ぼ見當が付く様に思はる。宇津木が上記の如く言明したる通り、二月二日には、彌よ其の更迭があつた。

二月三日

閣僚交迭



昨日思召有之、板倉周防守様、御奏者並、寺社奉行御免、雁之間詰、佐佐木信濃守様、御勘定奉行御免、寄合被仰付、評定所留役組頭、木村敬藏殿御役御免、小普請入被仰付、京都より之召人吟味、松平伯耆守様、御勘定奉行助、池田播磨守様同斷、御掛り被仰付。

陣立揃ふ

とある。而して此の松平伯耆守宗秀、池田播磨守頼方等は、何れも安政五年十月九日、松平は寺社奉行、池田は町奉行に任せられ、豫じめ其地を作してゐたものと見るも、差支あるまい。此の更迭にて、愈よ安政大獄の陣立は揃うた。所謂宇津木が、期待したる如く、此の一舉よりして、すらすらと埒が明く可きは勿論だ。尙ほ此事に付ては、左記水戸藩史料が、其の要領を盡してゐる。さて幕府は、既に京囚を東送し、五手掛を選定して、戊午疑獄の審判を開始せんとせしが、此に一紛議を生じたり。初め大老直弼は、胸中先づ水戸隠謀といへる大罪案を擬し、嚴に其の黨を糾問せば、必ず罪跡を得べしと臆斷せしも、其の所謂隠謀なるものは、彼の徒が捏造せし所にして、素より證

井伊派の臆斷

據あるに非ず。故に五手掛は、其の審問に先だちて、會議を開き、書類其の他の物件を按檢せしに、毫も證據を得ること能はざりき。(原注 京囚の東送と同じに、京師にて押收せし書類、一長持ほど江戸に廻送し來りたれども、一も確證とすべきものを見ずと云ふ)元來幕府の刑獄は、其の法甚だ嚴にて、或は拷問等の苛法さへあれども、苟も此の如き大獄に著手するには、豫め嚴密なる探索を遂げ、十分證據を拾收し、然る後鞫問に及ぶの例なり。然るに今や非常の大獄を起すに當り、一の徴すべき書類等なく、揣摩臆測を以て、之を斷せんとするは、是れ舊記にも未だ其の例を見ざる所なり。以下其の事實に就て語る所あるも、次回に之を掲ぐることにする。

幕府の寛典論者

去年京囚の江戸に至る、評定所に命じて之を訊鞠す。大小目付三奉行をして之を主掌せしむ。井伊の意之をして究問訊詰、東西の關涉を審明し、罪を水戸前納言に歸せんと欲す。寺社奉行板倉周防

的訊鞠の目



木村硬論

守、勘定奉行佐々木信濃守等之を可とせず。評定所留役組頭木村敬藏固執して不可とす。曰く、今也京囚没する所の書類を検査するに、其言ふ所皆賢明の將軍を立、外夷の驕傲を制するにあり。是皆國の爲にする者にして、私の爲にするにあらず。殊に罪すべき者なし。但公武の間自ら盟約ありて士庶猥りに政事を京紳に議するを許さず。然るを其盟約を破る者は罪すべきが如しと雖、是亦朝廷の嘉納する所にして、其責め自から歸する所あり、然れども北條、足利の如き悖逆之事徳川家の決して行ふべからざる所に在れば、今京囚を鞠問するは到底害ありて益なし。もとより其罪を問はざるの愈れるにしかず。且水戸家臣を逮繋して之をして其君の罪を證せしむるは徳川家の典刑に背く。(按、法律の臣をして君を證せしめず、子をして父を證せしめざるを云ふ) 且其臣亦豈輒すく其君の罪を言べけんや。板倉、佐々木此議に従ふ。石谷因幡守之を嚴詰せんと欲す。井伊石谷の議を用ゐ、二月二日板倉、佐々木の職を奪ひ、木村敬藏を小普請となし指控を命ず。町奉行池田播磨守を以勘定奉行を兼ね、以て佐々木に代らしむ。寺社奉行松平伯耆守板倉に代る。吉田昇太郎木村に代る。〔安政紀事〕

木村指控

【三三】 安政大獄の陣立 (三)

木村敬藏

水戸藩史料は更らに前文〔參照 三三〕を承けて、左の如く語りてゐる。  
故に評定所組頭木村敬藏勝敬は首として、其の不法を唱へ(原注 勝敬は多年評定所に在職して、法典舊記に精通し、強記諳熟、其比を見ざる人なりしといへり)

此れは事實であらう。其の證據は、安政六年正月十三日〔公用方秘録〕の記事に「段々御討論之上、評定所組頭之見込も、御尋被成候處、是等は猶更穩當之御取扱可然と申居候」とあるを見ても判知る。

過酷非難者

寺社奉行板倉周防守勝靜、勘定奉行佐々木信濃守顯發等も亦之を不可とし、其の他之を口に論せざるも、竊に大老の過酷を非難する者少からず。然るに町奉行石谷因幡守穆清及び目付松平久之允康正等は、之に反して、必ず罪證あるべしと論じ、速に鞠問に著手せんことを主張し、五手掛の議論、茲に分裂せり(原注 正月申の事なりき)。時に直弼小恙ありて出でざりしが、之を聞い

五手掛議論分裂



五手掛改組

て蹶然として起き、二月二日を以て、板倉勝靜、佐々木顯發及び木村勝敬を黜け、更に町奉行池田播磨守頼方を勘定奉行公事方兼務と爲し、寺社奉行松平、伯耆守宗秀に穿鑿掛を命じ、評定所留役吉田昇太郎を、同組頭に擧げ、更に五手掛を組織せり。かくて穿鑿には著手したれども、元より證據なき罪案なるを以て、意の如くなる能はず。是に於て乎、更に水戸の家老を糺問し、以て罪狀を羅織せんとしたるなり。(原注 茅根泰の鞠訊筆記に考ふるに、彼の五手掛より訊問せし個條は、將軍繼嗣、并に勅諭の事件にて、泰等が鶴飼に通牒したるは、則ち齊昭の内命なるべしと云ふに在り。則ち彼の意は、強ひて之を齊昭の命に出でたるものと爲し、以て其の罪狀を羅織せんと欲したるなり)

木村の決

尙ほ木村勝敬の自から語りたる所によれば、此度の吟味は、人間の皮をかぶり候者にては、出來申さず、依て三拾俵に相成候心得にて、御爲筋一應申上候了簡、是を捨置候ては、御役義不ニ相立、又佐々木氏も、貳百俵に相成候覺悟、誠にとんだ所へ當り候と

て、致二嘆息一候よし。(維新史料)

我等は寧ろ濁世の幕末時代にも、木村等の如き廉直の循吏ありたることを、徳川幕府の爲めに慶せねばならぬ。但だ斯る循吏を黜けて懲罰に附したる井伊大老の仕打は、其の動機は、固より幕府に忠なるにある可さも、其の結果は正しく幕府を滅す所以であつた。

偽勅の事

敬藏又物語は、此度の眼目は、水府老公より、鷹司家へ、夷狄交易等致候様に不レ宜候間、御指留に相成候様にと申御意味にて、御文通有レ之候に付、鷹司家にて取扱、勅諭御下しに相成候處、右は鷹司家の偽作にて、眞の勅には無レ之、右鷹司家へ一味致候者に付、召捕指下候儀に付、囚人共悉く及二吟味、鷹司家の偽作と申義を可ニ申上と申意味合にて御穿鑿致し候様、大老(井伊直弼)より書付被ニ相渡一候に付、吟味懸り一同寄合及二論判一候處、右書面之面にては、是と申偽作の確證も無レ之故、穿鑿致し兼候旨及ニ相談一板倉、佐々木、木村、大老の前へ罷出、右の段申



述候處、左様には有之候間、再應可及三勘考旨挨拶有之に付、何程了簡致候ても、我々共行届兼候旨申置、且穿鑿いたしかね候意書取に致可申上哉と伺候處、書取にて指出候様に有之候に付、引取、木村義は評定所一座へも及相談一定論之上書取候。

以上木村の語る所、如何にも要領を得てゐる。京囚の東下したるもの第一回安政五年十二月五日には、小林、三國、兼田等鷹司家の家臣及び鶺鴒父子が重なる者であつた。之を見ても井伊側の眼目が、専ら水戸、鷹司兩家に注がれたるを知る可しであらう。彼等は水戸と鷹司との聯絡の筋を辿りて、此に一大陰謀の巢を發見するつもりであつたものと見受けらるゝ。

井伊側眼目

【三四】安政大獄の陣立 (四)

木村意見書

尚ほ井伊大老に差出したる、評定所組頭木村敬藏の意見書の意味は左の通りだ。(参照 三三)

大意は此度の御吟味様なる義は、神祖様(家康)より御代々様御記録を繰り候ても、御例無之の事にて、不ニ容易御次第柄故、御吟味に相成候はゞ、此先如何なる事に相成可申哉、見留無之、且水戸前中納言殿にて、鷹司家へ御交通有之、右に付勅下り候と申確證有之候はゞ、第一前中納言殿(水戸齊昭)へ上使被遣候歟。又は御登城相成候様被仰進、御三家御一門御大老、老(老中)若(若年寄)諸役人御列坐の上、確證を以、御尋可上、萬一御申開無之節は、御心得違の旨申上候はゞ、御自分の御覺悟も、可被爲在、其の上にて、京へも申上候はゞ、事柄等小さく相濟み可申。御膝元に被爲入候御大本の御方を、御吟味不ニ相成、却て禁中を奉、騷、枝葉の者を召捕、事を大きく致し、是と申確證も無之、及吟味候義は、出來不申道理故、御穿鑿無之内、却て宜敷御了簡可被成。



堂々の論

此れは如何にも堂々たる正論だ。斯る場合に、斯る正論を發する者あるを見れば、未だ必らずしも幕府に其人無しと云ふ可からずだ。

先代規格  
遵守の事

尚又白河越中殿(松平定信)御臺所 向御改革の砌、御了簡達の義有之に付、役人中より、何程御改革なれば、御先代様より、御規格も無之義を、被仰出候ては、宜敷有之間敷と申義、一同相談、右の旨越中殿へ申上候處、手を打て御悦び被成、我等全く心得違なり、能くこそ爲ニ申聞候とて、直様御書付御直しに相成候と申義も有之と申事を引、此度の義は、御了簡達なりと申様に認取、指出し候に付、大老大に怒り、且板倉始め、我等一同水府より賄賂を取り、水府方と相成候と申、讒説も入候に付、右の通被仰付候なり。然る處、水府より飯の一杯も貰ひ候義は無之と申候へき。

以上木村の所説、逐一尤のこと。然も松平定信を援いて、之を井伊直弼に望むは、寧ろ無理なる注文と云はねばならぬ。定信は天下の爲めに公を做さんと

佐々木等  
の同意

したるもの 直弼は、一己の成見に執着し、唯だ無二無三にそれを貫徹せんとしたるもの。相手が違へば、如何なる名説卓見も、致し方はあるまい。

石谷と全  
然不一致

右書取は木村相認め、佐々木(信濃守、勘定奉行)へ爲見候處、至極尤なりと致同意、佐々木より板倉(周防守、寺社奉行)へ爲見候處、是亦同意にて、指出に相成候よし。石谷因幡守(北町奉行吟味掛り)右書付致二覽、越中殿の義を引候義、宜敷有之まじく申候に付、及二論判、却て不レ宜と心付候義は、其通り不ニ申立候ては不ニ相成、越中殿の義を引候を不レ宜と申義、如何の心得なりと申様の義、及二口論、互に膝を前め候程の仕打に及び候由。以上は木村敬藏の意見書に就ての來由を録したるもの。木村等と石谷との意見が、到底合致致す可き筈はない。石谷は全く井伊の代表者として、治獄の任に當りつゝある一人なれば、公正は敢て其の目的では無かつた。

木村廣言

木村又曰、致自負候様なれども、拙者義は、評定所雀にて、類集御用掛八ヶ年相勤來、役所に居候事故、御記録物不殘一と通り目を透し置候



事にて、御例も大抵相覺居申候。何程大老賢明なれば、未だ一年も勤不申、御例を覺候。義出來可申哉、御例を知り不申候得ば、眞闇に候。拙者杯の見込を付候。義は、間違有之間敷、只今の姿にては、穿鑿は出來申間敷候。當時穿鑿掛りの様なる人のみにて、無分別者集り、大老の指圖通り穿鑿相始め候はゞ、徳川家の天下、是切なるべしと申候。當時大老了簡には、水戸老公を御吟味と申事は、出來不申事故、よき程に致し、鷹司家も同斷、全く此度呼下し候。囚人共の内にて、勅の偽作人を拵へ、罪を誣加へ度念のよし。〔維新史料〕

判官更迭真相

上記は固より井伊反對派の所説ではあるが、裁判官更迭の真相は、全く此の通りに相違あるまじく、斯の如くして一切の異分子を淘汰し去り、裁判官は、裁判長松平乗全を始め、松平宗秀、石谷穆清、池田頼方、吉田昇太郎など、何れも悉く井伊の一味もて固め、爰に愈よ其の陣立は出來上つた。特に池田は鬼池田と稱せられ、酷吏の評判取りの一人であつた。

### 第七章 水藩の激派と鎮派

#### 【三五】安島、茅根、鮎澤等の喚問

護送完了

京囚の護送は、第一回安政五年十二月五日、小林、鶴飼父子等其他、第二回十月二十五日、梅田、森寺、飯田、藤井等、第三回安政六年二月二十五日にして、三月十日江戸著、此れにて京囚一切の護送は完結した。而して井伊側の所謂大獄の陣立、裁判官の更迭は、安政六年二月二日に出來上つた。此上は愈よ其の全力を此に傾注するばかりだ。果然四月二十四日に至り、幕府の手は、水戸家老以下諸臣に及んだ。

水府重臣喚問

水戸殿御城附へ

水戸殿御家老

安島 帶 刀



同家來

竹村儀兵衛  
茅根伊豫之介  
鮎澤伊大夫  
柏一郎

右之者、御吟味之筋有之候間、來廿六日五ツ時、同道人差添、評定所へ可レ被ニ差出一。右は備後守御差圖に付、申達候間、其筋之役人中へ通達有レ之候様存候。

松平伯耆守  
久貝因幡守  
池田播磨守  
石谷因幡守  
松平久之允

水戸何書

此れは水府其物に取りて、實に一大打撃であつた。何は兎もあれ先づ城附をして、左の伺書を呈せしめた。(人名上記の通なれば略す)

右之者共、御吟味筋有之候間、明後廿六日五時(午前八時)同道人差添、評定所へ指出候様、備後守殿(老中太田資始)御差圖に付、御達之趣、水戸殿へも申達候上、指出被レ申候に而可有御坐一候。然ル處右之内、鮎澤伊大夫、柏一郎儀は、當時國許に罷在候間、早速申遣、到著次第、指出候様可レ被レ致候。尙更大竹儀兵衛と申者有之候所、若右之者に可レ有御坐一哉、竹村儀兵衛と申もの無御坐一候間、御問合申候。此段御挨拶旁及ニ御達一候様、役人共申候。

四月廿四日

三家協議

水戸慶篤は、二十五日、書を老中太田資始に與へて、家臣の出廷は餘儀なしとするも、拘留には異議を申立てたが、太田は追て返事をするとして、固より要領を得なかつた。又た斯る事柄は、從來其の慣例なきことにて、三家の規格にも

水戸殿御城附



拘ることなればとて、尾紀兩家へ協議したが、尾州家よりは、三家之威光に拘り候と申候得共、公邊ありての三家に候へば、家老は勿論、父兄たりとも、公邊御用と有之候へば、拒申す事は有之間敷、紀州逆も定て同意之事と被<sub>レ</sub>存候。

安島等鞠問

との意味の返事をしたと云へば、固より水戸側の注文は外れたるものと云はねばならぬ。斯くて二十六日安島帶刀信立、茅根伊豫之介泰、大竹儀兵衛安直、何れも評定所に於て、鞫訊を受けた。信立は直ちに九鬼長門守へ預けられ、泰、安直は親族預けとなりて一旦歸邸した。當時安島信立は、家を出づるに際し、自から鏡面に對して、その肖像を描いた。彼は固より一死を覺悟したものであらう。尙ほ茅根泰は、長篇の詩二首を作つた。

茅根兒に贈る詩

安政己未四月廿六日、以幕府之命、與安島大夫及大竹儀兵衛、同抵評定所、受審。此行禍殆不測。將出、得詩一篇。乃把筆一揮、留以與兒熊太郎。他日成立、其有以知余之志也。時屬天明。

曉雲慘澹、杜鵑悲鳴、如二訴冤者然。

如何にも悲壯の序言だ。

長鯨横<sub>レ</sub>海驕、妖氛蔽<sub>レ</sub>日昏、奈何春秋義、舉世付<sub>二</sub>空論<sub>一</sub>。  
 簧言入<sub>二</sub>左腹<sub>一</sub>、羅織斥<sub>二</sub>宗藩<sub>一</sub>、額辯既<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>地、痛哭聲<sub>二</sub>每吞<sub>一</sub>。  
 忽值<sub>二</sub>紫泥詔<sub>一</sub>、遠傳<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>天關<sub>一</sub>、我公感<sub>レ</sub>且<sub>レ</sub>奮、禍福寧<sub>レ</sub>遑<sub>レ</sub>掄。  
 修攘翼<sub>二</sub>幕府<sub>一</sub>、正將<sub>レ</sub>答<sub>二</sub>至尊<sub>一</sub>、皇天未<sub>レ</sub>悔<sub>レ</sub>禍、逮捕驚<sub>二</sub>禁垣<sub>一</sub>。  
 況此<sub>二</sub>螻蟻微<sub>一</sub>、壑粉亦<sub>レ</sub>何<sub>レ</sub>怨、嗟予真<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>肖、學術無<sub>二</sub>淵源<sub>一</sub>。  
 壯歲得<sub>二</sub>虛名<sub>一</sub>、要地浴<sub>レ</sub>殊<sub>レ</sub>恩、感遇不<sub>二</sub>自揣<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>撐<sub>二</sub>狂瀾翻<sub>一</sub>。  
 報效無<sub>二</sub>涓埃<sub>一</sub>、疎漏忽<sub>レ</sub>既<sub>レ</sub>根、今日逢<sub>二</sub>窮鞫<sub>一</sub>、豈復<sub>レ</sub>望<sub>二</sub>平反<sub>一</sub>。  
 丹心尙<sub>レ</sub>如火、誓欲<sub>レ</sub>雪<sub>二</sub>君冤<sub>一</sub>、生前所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>報、竊期<sub>二</sub>椒山言<sub>一</sub>。  
 椒山の言とは、楊椒山の刑に臨む詩に曰く、  
 天皇自<sub>レ</sub>聖明、制度高<sub>二</sub>千古<sub>一</sub>、生前未<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>恩、留作<sub>二</sub>忠魂補<sub>一</sub>。  
 乃ち此れである。第二首に曰く、



嗟予生不辰 夙懷小同悲  
 顧復與二教誨 一仰萱堂慈  
 義父在故山 罪戾或相隨  
 萬死固其分 報恩更付誰  
 日月易二蹉跎 須擇友與師  
 勿懲二爺遭二禍 懦弱易二操持  
 望汝月兩次 拜跪誦此詩  
 (鄭小同者玄之孫而遺腹子也、故及之)  
 丁艱服未除 歸葬遂無期  
 忠孝兩虧矣 不覺血淚垂  
 兒乎纔五歲 遙望成立時  
 慎勿效二爺愚 頑鈍失二機宜  
 涵泳道義中 險夷須以之

茅根の志

茅根泰は、五月九日再び評定所に出づるに際し、一封書を門人長谷川允迪に託し、死後開封す可き旨を以てした。他日允迪之を披きたるに、上記長篇二首を書したるものにて、其子熊太郎成長の後、之を興へんことを依囑したものであつた。其志良とに悲しむ可し。

【三六】安島信立の述懐

水戸藩邸 議論紛々

家老安島、重臣茅根、鮎澤等の喚問は、當人共に取りてはいざ知らず、藩邸に取りては、青天の霹靂であつたに相違あるまい。而して如何に藩邸を擧げて、議論紛々であつたかは、以て知る可しだ。

鈴木大の日記、四月二十五日の項に曰く、  
 一 安島出不レ出と之義有レ之候處、公(水戸慶篤)は勿論、老公(水戸齊昭)迄も、指出可レ然として、彌明日指出候事。

尙ほ同月日附の日記に、鈴木大が安島を訪問し、安島との對話の記事がある。安島曰、一先づ明日は罷出候得共、如何相成哉。此後之處何分宜敷願度候。

扱事實は追々御承知之外に、心配之事も無レ之候得共、勅諭一事は如何相成居候哉。是れも追々御承知之通りには候得共、一事心配之義は、鶉飼幸

勅諭問題



安島重大  
關係

吉、勅諭持參にて、拙宅へ參り、公然と誇り顔にて、憚りなく參り、でかし參り候と申候間、拙者も大に驚き、夫より承り候處、拙者存じも致さぬ事等を頼み候様呑込み居候間、委細承り候處、事皆拙者の關せざる事にて、其旨申候得ば、始めてしほくいたし候位の仕合故、此のみは實に如何様相成居候哉心配に御座候。

此れは安島としては、尤なる心配だ。然も勅諭の降下に付ては、當初水戸に淺からぬ干係ある日下部伊三治、勝野豊作等の周旋尤も勗めたることであれば、當時在京の西郷隆盛等さへも、日下部は安島等の代表的運動者と認めてゐた程であつた。「賜勅始末」されば鶴飼父子に於ても、固より斯く信じたものであらう。鶴飼幸吉が「誇り顔にて出來し參りた」と口を開いたのは、當人としては、固より當然過ぎる程のこと。安島の辯明を聞いて、「しほくいたし」たのも、決して不思議はあるまゝ。

安島又た曰く、

鶴飼書狀  
押收のこと

安島鈴木  
に懇囑

尙更宇津木六之丞話の由にて承る。去年(安政五年)九月十八日鶴飼(知信、吉左衛門)より出候書狀、途中公邊之手へ入候敷之處、既に其前何んでも推抜き候様云々、純粹に無之書狀參り、第一に老公多年之御眼目とも違ひ候事奉存候得共、遠方故教諭も出來兼候間、打捨置候處、此事又々申聞けにも候哉。兎に角心配の事は、夫等のみに候間、以後之處、何分にも頼み候様申聞有之候。

鶴飼の書狀の幕吏の手に押收せられたことは既記の通りだ。(參照 安政大獄上篇 九四)然もその以外に、随分激烈なる書狀が、江戸に到來しつゝと思はるる。尙又申聞に勅諭の義に付ては、此間中御周旋も有之候處、拙者には不構、早々御盡力、兎に角御國(水戸)へ下り候様、御取計ひ願度、左様に無之候ては、右を以て名として(勅諭奉戴)御國より押出し候と、中々始末に指支申候間、宜敷御含被下候様との事に候。

此れは鈴木當人に向け、安島が懇囑したるもの。本文の次に、鈴木大は、更ら



勅諭に對する安島意見

に左の一項を添付してゐる。曰く、

勅諭之義に付、前日茅根（伊豫之介、泰）より京師へ御直納歟、御廟へ納め候歟之旨申聞に候處、其後茅根申聞に、夜中能々考へ候得ば、天下之爲め、切角之御思召にて御下げ相成候御品を、届き不申候とて、返上いたし候ては、又叡慮も如何いたし候者歟。御案んじも可被遊候様にも被存候間、やはり其内、叡慮に叶ひ候様、計らひ方可有之候間、先づ御預りと申譯にて、御廟納め之方、穩當之了簡歟と存候旨話し有之候處、安島も右之論にて、是非御國へ下て、御廟納めをいたし、結局を付候様、所存に候事、前日に落ち候間、此に序に認め置候事。

安島の穩當

要するに安島、茅根等は、天狗黨の面々ではあるが、高橋、金子の徒より見れば、因循、姑息の徒たるを免れず。而して安島等より見れば、高橋、金子等は、過激無責任の徒たるを免れず。兩者の間には、當時既に若干の間隙、斷層を生じつゝ、あつたことが想ひやられる。然も安島等は、當局者であつたから、幕府

の手は、先づ彼等に及びたるものであらう。

【三七】 安島等拘執後水藩の形勢

安島等處分  
當時井伊側は、水戸の能く成すなきことを見縊りたのであらう。既記の如く家老安島信立は、四月二十六日喚問の上、直ちに九鬼長門守に預けられ、茅根泰、大竹安直は喚問の上、親類預けとなり、在水府の鮎澤國維は、五月二日、評定所へ出で、審問を受け、親類預けとなつた。而して幕府は更らに五月二日、左の督促狀を發した。

水戸殿家來

大宰 清右衛門  
木村 三穂介



杉浦仁衛門

右之者共、先達石谷因幡守方へ御差出有之候様相達候所、未レ被ニ差出候。此度安島帶刀始、其外之者共、評定所へ被ニ差出候に付而は、書面之者、猶又住居篤と御探索之上、同所へ御差出被レ成候様、可レ被ニ取計候事。

五月

茅根喚問

斯くて茅根泰は、五月九日再び評定所へ喚問、同十六日又た出廷したが、當日遂ひに竹中圖書頭に預けられた。

水戸藩論  
また沸騰

去年(安政五年)七月以來、水戸の衆論は、井伊大老が、水戸兩公―齊昭と慶篤―に對する措置に付、沸騰し、屢ば其冤を訴へんとして、大舉小金驛まで押出し來つた。然も漸く兩公の慰撫にて、若干鎮定しつゝあつたが、安島等の拘執にて復たしも沸騰し、容易に防止し難きものがあつた。然も井伊側では、此れは寧ろ覺悟の前の事であつた。當時宇津木六之丞が、長野主膳に與へたる書中の一節に、

井伊側覺悟

五手掛御吟味も、東行之向は、追々御調も付、此程水府御家老安島帶刀、外に大竹儀兵衛、茅根伊豫之介御呼出しに相成、御糺之上、帶刀は、九鬼長門守様え御預け、外兩人は、水府より附添人え御預けと相成申候。右之外にも御呼出しに相成候得共、御國許え參り候趣にて、著次第御呼出しには相成候との事に御座候。一體御呼出しに相成候ても、容易に御差出しには相成間敷やと申囀も候得共、子細なく御差出しに相成候。帶刀(安島信立)御預けに相成候事は、殊之外御迷惑之由にて、御歎訴被レ成候得共、御聞無レ之由に御座候。右一條に付ては、いづれ天狗共には、騒立可レ申、不遠自滅可レ致、是にて眞に太平に歸し候事と奉レ存候。

金子教孝  
意見

此の如く井伊側は、寧ろ速かに爆發して、其の自滅の期を早めんことを期待してゐた様だ。豫て硬派の領袖であつた郡奉行金子教孝も、當時江戸にありて、其の現狀を察し、此際徒らに妄動輕舉せば、却て敵の術中に陥らんことを虞れ、左の一書